

平成 21 年 12 月 11 日 金融庁

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正 する内閣府令(案)」等及び「企業内容等の開示に関する留意事項につい て(企業内容等開示ガイドライン)の一部改正(案)」に対するパブリッ クコメントの結果等について

### 1. パブリックコメントの結果

金融庁では、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を 改正する内閣府令(案)」等について、平成21年6月30日(火)から同年7月30日(木)にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

また、「企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)の一部改正(案)」について、平成21年9月14日(月)から同年10月14日(水)にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、8の団体及び12の個人より延べ84件のコメントをいただきました。 本件について御検討いただいた皆様には、御協力いただきありがとうございました。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方は、こちら(別紙1)を御覧ください。同じ内容のコメントにつきましては、まとめさせていただいた上で回答しております。

また、具体的な改正等の内容については(別紙2)~(別紙20)をそれぞれ御参照ください。(なお、(別紙3)及び(別紙10)には、平成21年10月7日(水)から同年11月5日(木)にかけて公表し、広く意見の募集を行った「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」に係る改正内容も含まれております。)

本件と直接関係しないコメントもお寄せいただきましたが、これらにつきましては、今後の改正に当たっての参考とさせていただきます。

### 2 公布 施行日等

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令は本日付で公布、施行されました。

また、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する 留意事項について(財務諸表等規則ガイドライン)等につきましては、(別紙 17) ~(別紙 19) のとおり改正 • 策定し、本日付で各財務(支)局及び沖縄総合事務局 へ発出しました。

なお、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件(金融庁告示:別紙15)及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件(金融庁告示:別紙16)の発出に伴い、「財務諸表等規則等に係る事務ガイドライン(企業会計基準委員会の公表した各会計基準の取扱いについて)」は廃止いたします。

### お問い合わせ先

### 金融庁 Tel 03-3506-6000 (代表)

- (別紙1)~(別紙9)、(別紙11)~(別紙17)、(別紙19)、(別紙20)について 総務企画局企業開示課(内線3667、3810)
- (別紙10)、(別紙18) について 総務企画局企業開示課(内線3653、3665)
- (別紙1) コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方
- (別紙2)連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する 内閣府令等の概要(国際会計基準の任意適用関係)
- (別紙3)連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する 内閣府令
- (別紙4) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則 新旧対照表
- (別紙5) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則 新旧対照表
- (別紙6) 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則 新旧対照表
- (別紙7) 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則 新旧対照表
- (別紙8) 四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則 新旧対照表
- (別紙9) 四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則 新旧対照表
- (別紙10) 企業内容等の開示に関する内閣府令 新旧対照表
- (別紙 11) 財務諸表等の監査証明に関する内閣府令 新旧対照表
- (別紙 12) 財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令 新旧対照表
- (別紙 13) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令 新旧対照表
- (別紙 14) 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令 新旧対照表
- (別紙 15)連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件(金融庁告示)
- (別紙 16) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官 が定める企業会計の基準を指定する件(金融庁告示)
- (別紙 17)「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する 留意事項について(財務諸表等規則ガイドライン)等 新旧対照表
- (別紙 18) 企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン) 新旧対照表
- (別紙 19)「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第 93 条に規定する指定国際会計基準に含まれる解釈指針について
- (別紙 20) 提出書類のイメージ

### 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を 改正する内閣府令等の概要(国際会計基準の任意適用関係)

- 1. 任意適用の対象会社 (連結財務諸表規則第 1 条の 2、開示府令第 2 号様式記載上の注意(59)等) 国際的な財務活動又は事業活動を行う国内会社で、次の(1)及び(2)の要件を満たす会社(「特定会社」という。) は、指定国際会計基準(下記2に規定)により連結財務諸表を作成することができる。
  - (1)次の要件のすべてを満たすこと
    - ①発行する株式が、金融商品取引所に上場されていること
    - ②有価証券報告書において、連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに 係る記載を行っていること
    - ③指定国際会計基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人を置いており、指定 国際会計基準に基づいて連結財務諸表を適正に作成することができる体制を整備して いること
  - (2)次の要件のいずれかを満たすこと

会社、その親会社、その他の関係会社又はその他の関係会社の親会社が、

- ①外国の法令に基づき、法令の定める期間ごとに国際会計基準に従って作成した企業 内容等に関する開示書類を開示していること
- ②外国金融商品市場の規則に基づき、規則の定める期間ごとに国際会計基準に従って 作成した企業内容等に関する開示書類を開示していること
- ③外国に資本金20億円以上の子会社を有していること
- (3)特定会社は、(1)の②及び③の要件を満たしていれば、翌年度以降も引き続き、指定国際会計基準により連結財務諸表を作成することができる。
- 2. 国際会計基準の指定(連結財務諸表規則第93条、同規則ガイドライン93、告示等)

国際会計基準審議会が公表した国際会計基準のうち、公正かつ適正な手続の下に作成 及び公表が行われたものと認められ、公正妥当な企業会計の基準として認められることが 見込まれるものを金融庁長官が定め、官報で告示する。

国際会計基準を指定する場合には、次の手続を行う。

内容が明確な企業会計の基準案があらかじめ広く周知され、関係者間で適切な議論がなされており、多数の関係者が当該基準案を経済実態に適合した合理的な内容と評価し、公

正妥当な企業会計の基準として受け入れられる程度にまで至るような手続を経て作成及び 公表が行われたものかどうかを確認するものとする。

### **3. 並行開示**(開示府令第2号様式記載上の注意(30)c, d等)

指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した会社は、初年度に限り、(1)日本基準による要約連結財務諸表(2 期分)、連結財務諸表を作成するための基本となる重要な事項の変更に関する事項(2 期分)、及び(2)日本基準による連結財務諸表の主要な項目と指定国際会計基準による連結財務諸表の主要な項目との差異に関する事項(2 期分)を概算額で記載しなければならない。

また、翌年度以降は、直近の連結会計年度において、(2)の記載のみが求められる。 なお、(1)及び(2)については、監査対象外とする。

(注)米国基準適用会社が、指定国際会計基準を適用する場合には、上記(2)を記載する 必要はない。

### 4. 四半期報告書に係る取扱い

(開示府令第4号の3様式記載上の注意(21)g, h、監査証明府令第1条第11号の2等)

特定会社は、年度の連結財務諸表、又は第1四半期の四半期連結財務諸表から指定国際会計基準を適用することができる。

ただし、日本基準による年度の連結財務諸表を記載した有価証券報告書を既に提出した 特定会社であっても、指定国際会計基準を初めて適用する場合に限り、翌年度の第1四半 期会計期間に係る四半期報告書に、指定国際会計基準による年度の連結財務諸表を記載 して提出することができる。

### 5. 連結財務諸表を作成していない特定会社の取扱い(財務諸表規則第 127 条等)

連結財務諸表を作成していない特定会社は、日本基準による財務諸表に加えて、指定国際会計基準による財務諸表を作成することができる。

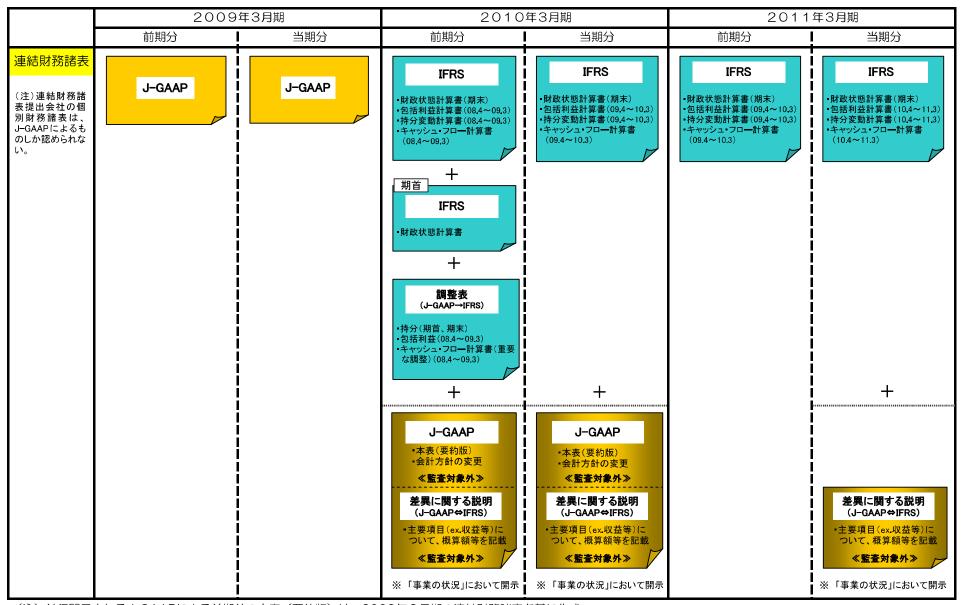
### 6. 米国基準適用会社の取扱い(附則第2条等)

2010 年3月期において米国基準による連結財務諸表を提出している会社については、 2016 年3月期までに限り、引き続き提出を認める。

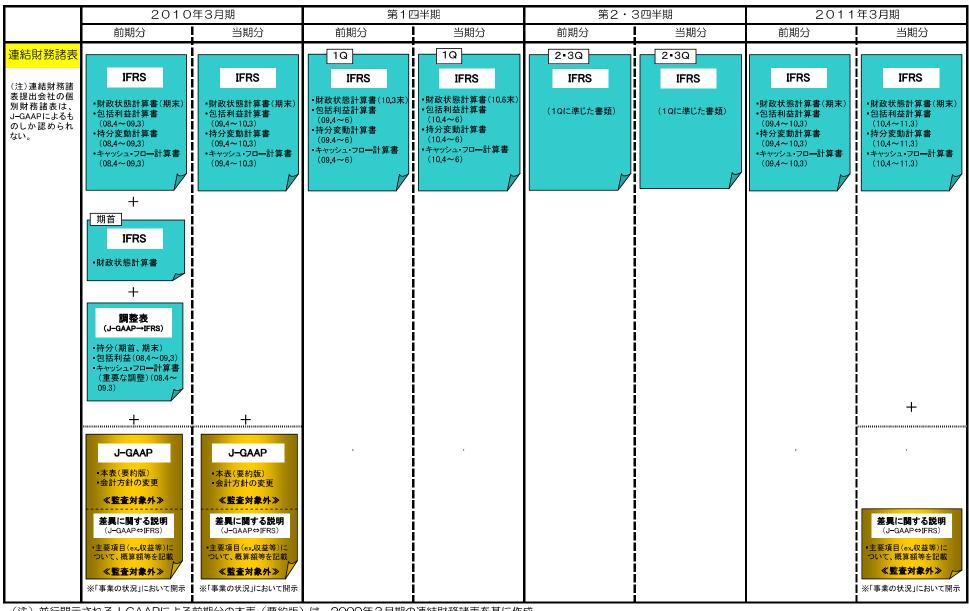
### **7. 適用**(附則)

特定会社は、2010年3月31日以後に終了する連結会計年度から、指定国際会計基準による連結財務諸表を作成することができる。

### 提出書類のイメージ (2010年3月期の年度末より指定国際会計基準を適用した場合)

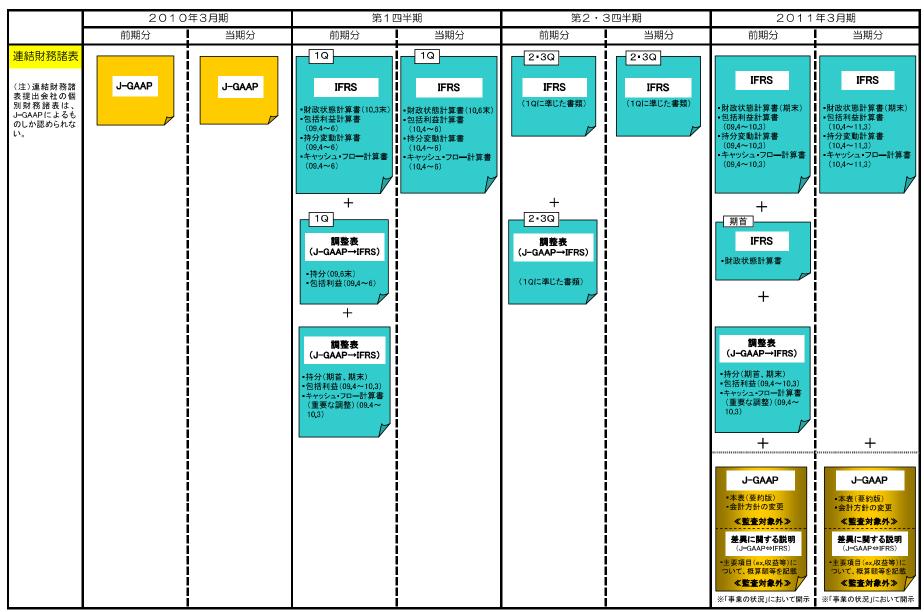


(注) 並行開示されるJ-GAAPによる前期分の本表(要約版)は、2009年3月期の連結財務諸表を基に作成。



(注) 並行開示されるJ-GAAPによる前期分の本表(要約版)は、2009年3月期の連結財務諸表を基に作成。

提出書類のイメージ (2011年3月期の第1四半期より指定国際会計基準を適用した場合)



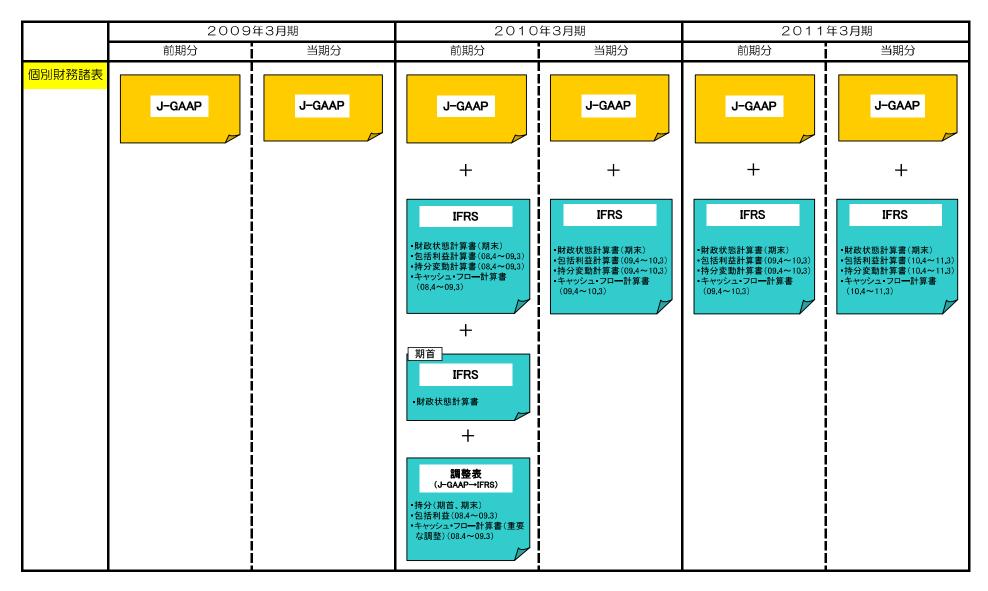
(注)並行開示されるJ-GAAPによる前期分の本表(要約版)は、2010年3月期の連結財務諸表を基に作成。

### 提出書類のイメージ (2010年3月期の年度末より指定国際会計基準を適用した場合) ※ 2011年3月期の第1四半期報告書の提出時に、IFRSによる前年度(2010年3月期)の連結財務諸表を開示

	2010	9年3月期 第1四半期		第1四半期		第2・3	3四半期	2011年3月期		
	前期分	当期分	前々期分	前期分	当期分	前期分	当期分	前期分	当期分	
連結財務諸表 (注)連結財務諸 表提出会社の個 別財務諸表はも のしか認められない。	J-GAAP	J-GAAP	年度 IFRS ・財政状態計算書(期末) ・包括利益計算書(084~09.3) ・持分変動計算書(084~09.3) ・キャッシュ・フロー計算書(08.4~09.3)	1Q IFRS	IFRS	2•3Q IFRS	2・3Q IFRS (1Qに準じた書類)	<b>IFRS</b> ■財政状態計算書(期末)	IFRS  ・財政状態計算書(期末) ・包括利益計算書 (104~11.3) ・持分変動計算書 (104~11.3) ・キャッシュ・フロー計算書 (10.4~11.3)	
			IFRS	### ### ### #########################					十 <b>差異に関する説明</b> (J-GAAP⇔IFRS)  *主要項目(ex.収益等)について、概算額等を記載 <b>≪監査対象外</b> ※「事業の状況」において開示	

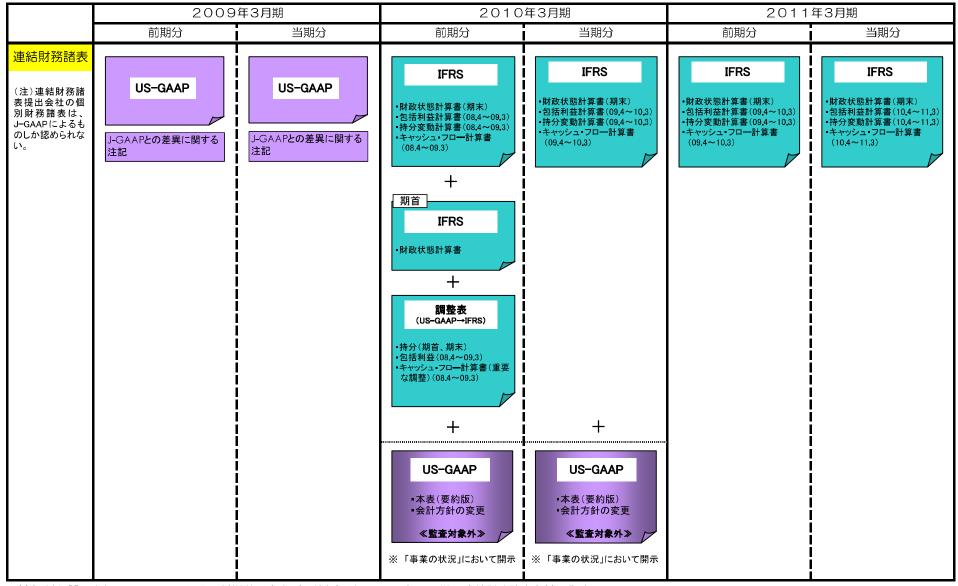
(注)並行開示されるJ-GAAPによる前々期分・前期分の本表(要約版)は、それぞれ2009年3月期・2010年3月期の連結財務諸表を基に作成。

提出書類のイメージ (2010年3月期の年度末より指定国際会計基準を適用した場合)



### 米国基準適用会社

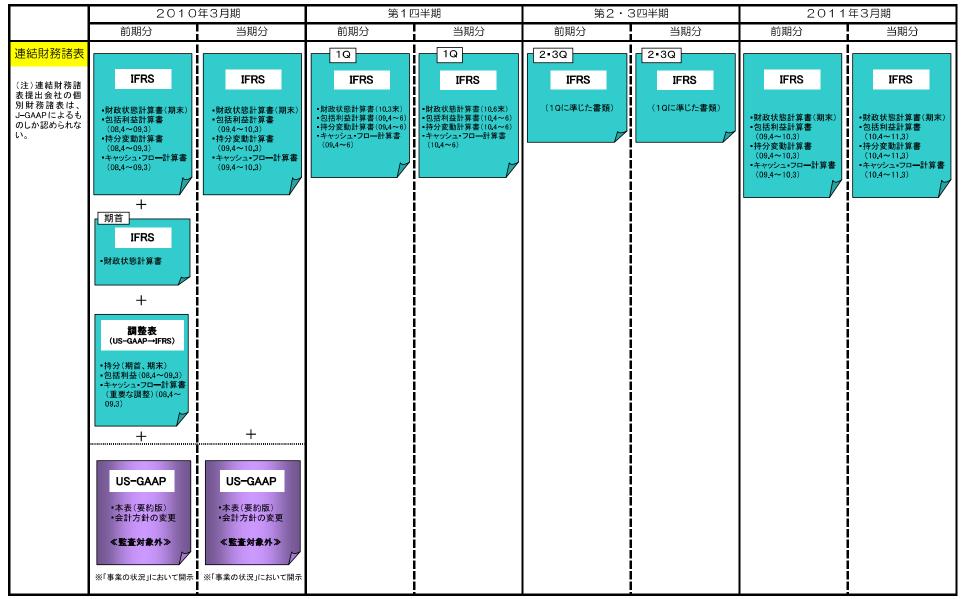
### 提出書類のイメージ (2010年3月期の年度末より指定国際会計基準を適用した場合)



(注) 並行開示されるUS-GAAPによる前期分の本表(要約版)は、2009年3月期の連結財務諸表を基に作成。

### 米国基準適用会社

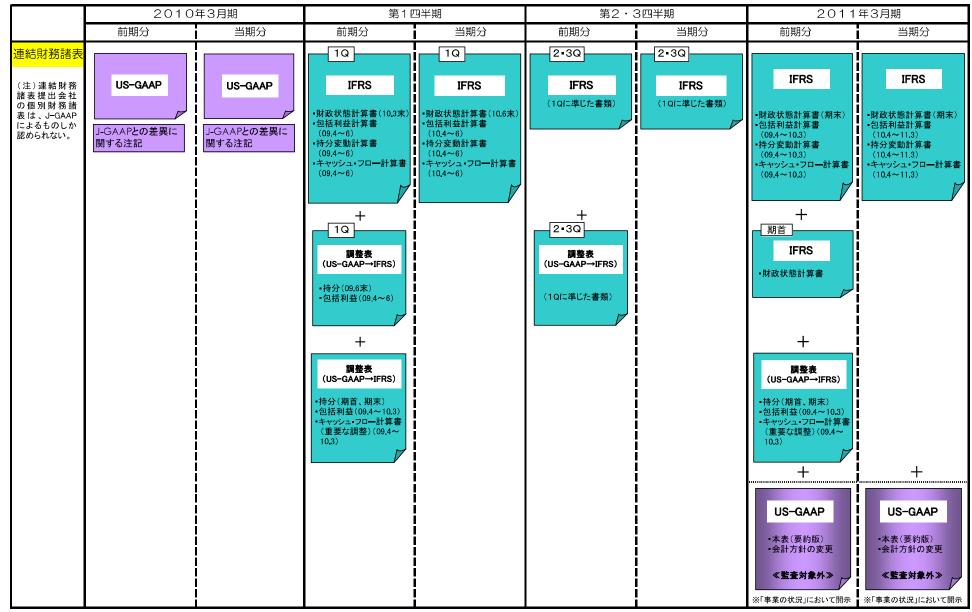
### 提出書類のイメージ (2010年3月期の年度末より指定国際会計基準を適用した場合)



<sup>(</sup>注) 並行開示されるUS-GAAPによる前期分の本表(要約版)は、2009年3月期の連結財務諸表を基に作成。

### 米国基準適用会社

### 提出書類のイメージ (2011年3月期の第1四半期より指定国際会計基準を適用した場合)



(注)並行開示されるUS-GAAPによる前期分の本表(要約版)は、2010年3月期の連結財務諸表を基に作成。

### 提出書類のイメージ (2010年3月期の年度末より指定国際会計基準を適用した場合) ※ 2011年3月期の第1四半期報告書の提出時に、IFRSによる前年度(2010年3月期)の連結財務諸表を開示

【資料7】

	2010年3月期			第1四半期		第2・	3四半期	2011	年3月期
	前期分	当期分	前々期分	前期分	当期分	前期分	当期分	前期分	当期分
連結財務諸表  (注)連結財務別財務別財務別財務のは、 は、主提出務別財務のは、 のない。			年度 IFRS  •財政状態計算書(期末)	前期分 「IQ」 IFRS	当期分  IFRS  - 財政状態計算書(10.6末) - 包括利益計算書(10.4~6) - 持分変動計算書(10.4~6) - キャッシュ・フロー計算書(10.4~6)			前期分  IFRS  •財政状態計算書(期末) •包括利益計算書 (09.4~10.3) •持分変動計算書 (09.4~10.3)	
		   	※「事業の状況」において 開示	※「事業の状況」において 開示			!   		

<sup>(</sup>注)並行開示されるUS-GAAPによる前々期分・前期分の本表(要約版)は、それぞれ2009年3月期・2010年3月期の連結財務諸表を基に作成。

0 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和五十一年大蔵省令第二十八号)(第一条関係)

一次	改正案
次、 第一章~第六章 (略) 第一章~第六章 (略) 第一章~第二十五号。以下「財務諸表に関する書類のうち、連結貸借対照表、連結損益計算書、 連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連 排稿周囲細表 (以下「連結財務諸表」という。)の用語、様式及び 作成方法は、財務諸表等規則第一条の二の規定の適用を受けるもの 作成方法は、財務諸表等規則第一条の二の規定の適用を受けるもの を除き、この規則の定めるところによるものとし、この規則におい なの規則におい 第一章~第六章 (略)	

(下成が求められる連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本作成が求められる連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本に成が求められる連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本に成が求められる連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本に成が求められる連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本に成が求められる連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本に成が求められる連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本に成が求められる連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本に成が求められる連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本に成が求められる連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本に成が求められる連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本に成が求められる連結資品が表す。

3 2 企業 (略)

企業会計の基準についての調査研究及び作成を業として行う団体であつて次に掲げる要件のすべてを満たすものが作成及び公表を行った企業会計の基準のうち、公正かつ適正な手続の下に作成及び公表が行われたものと認められ、一般に公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれるものとして金融庁長官が定めるものは、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準として認められることが見込まれるものとして金融庁長官が定めるものは、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

2

(新設) (略)

である 高い専門的見地から企業会計の基準を作成する能力を有する者 による合議制の機関(次号及び第五号において「基準委員会」と いう。)を設けていること。 基準委員会が公正かつ誠実に業務を行うものであること。 基準委員会が公正かつ誠実に業務を行うものであること。 けていること。

特定の者に偏ることなく多数の者から継続的に資金の提供を受

利害関係を有する者から独立した民間の団体であること。

計の基準に従うものとする。て定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会

るものであること。
的に共通化を図ることをいう。)の観点から継続して検討を加え的に共通化を図ることをいう。)の観点から継続して検討を加えの適確な対応並びに国際的収れん(企業会計の基準について国際う。以下同じ。)を取り巻く経営環境及び会社等の実務の変化へ

### (適用の特例)

るところによることができる。 提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、第七章の定め げる要件のいずれかを満たすもの(以下「特定会社」という。)が第一条の二 国際的な財務活動又は事業活動を行う会社として次に掲

一次に掲げる要件のすべてを満たすこと。

本 一 注 注 注 注 注 主 さ 会 融 商 品 取 引 来 協 会 を い う。)に に 規 定 す る 会 融 商 品 取 引 来 協 会 に り 。) に に 規 定 す る 認 可 る 融 商 品 取 引 来 協 会 に は に 規 に は の る に は の に は に は に は に の に は に の の に の の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の の に の の に の 。 の に の 。 の に の 。 の に の に の に の に の に の 。 。 。 の 。 。 。 。 。 。 。 。

(新設)

成することができる体制を整備していること。人を置いており、当該基準に基づいて連結財務諸表を適正に作指定国際会計基準に関する十分な知識を有する役員又は使用

特段の取組みに係る記載を行つていること。

証券報告書において、

連結財務諸表の適正性を確保するための

- (1) 外国の法令に基づき、当該法令の定める期間ごとに国際会計基準(国際的に共通した企業会計の基準として使用されるで、ことを目的とした企業会計の基準についての調査研究及び作成を業として行う団体であつて前条第三項各号に掲げる要件のすべてを満たすものが作成及び公表を行つた企業会計の基準のうち、金融庁長官が定めるものをいう。以下この号及び第九十三条において同じ。)に従つて作成した企業内容等に関する書類を開示していること。
- (2) 外国金融商品市場(法第二条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。)の規則に基づき、当該規則の定め
- (3) 外国に連結子会社(連結決算日(当該親会社の連結子会社) 「外国に連結子会社(連結決算日(当該親会社の連結子会社
- 成方法に関する規則(平成十一年大蔵省令第二十四号。以下「中属する中間連結会計期間(中間連結財務諸表の用語、様式及び作の号において同じ。)の直前の連結会計年度、当連結会計年度に当連結会計年度に第三条第二項に規定する期間をいう。以下こ

いう。 を満たすこと。 基準によって作成した会社であって、 諸表規則第一条第 定する書類をいう。 九年内閣府令第六十四号。 期連結財務諸表の用語、 間連結財務諸表規則」という。 のうち、 中間連結財務諸表(中間連結財務諸表規則第一条第一項に規 第二条第三号に規定する期間をいう。 )又は当連結会計年度に属する四半期連結会計期間 その末日が連結決算日に最も近いものに係る連結財務諸 項に規定する書類をいう。 )又は四半期連結財務諸表 様式及び作成方法に関する規則 以下 第三条第三 「四半期連結財務諸表規則」 前号ロ及びハに掲げる要件 一項に規定する期間を )を指定国際会計 のいずれかの期間 (四半期連結財務 (平成十 (四半 とい

(連結の範囲)

第五条

(略)

3 次に掲げる会

らない。 次に掲げる会社等の財政状態、経営成績又はキャッシュ・フローの状況の判断に影響を与えると認められる重要なの状況に関する事項で、当該企業集団の財政状態、経営成績及びキの状況に関する会社等の財政状態、経営成績又はキャッシュ・フロー

第五条 (略)

(略)

・フローの状況の判断に影響を与えると認められる重要なものがあ事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む。)をいう。以事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む。)をいう。以事がは、経ばる会社等(会社、指定法人、組合その他これらに類する

·二 (略)

る場合には、その内容を連結財務諸表に注記しなければならない。

· :

(略)

- 5 -

## 第七章 企業会計の基準の特例

## (会計基準の特例)

第九十三条 特定会社が提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成第九十三条 特定会社が提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成第九十三条 特定会社が提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成第九十三条 特定会社が提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成第九十三条 特定会社が提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成

## (会計基準の特例に関する注記)

次に掲げる事項を注記しなければならない。第九十四条 指定国際会計基準によつて作成した連結財務諸表には、

| 指定国際会計基準によつて連結財務諸表を作成している旨

特定会社に該当する旨及びその理由

### 第七章 雑則

第九十三条 米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様常九十三条 米国預託証券の発行等に関して要請されておることがないものとして認める場合には、当該会社の提出する連結財務諸表として提出することを、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合には、当該会社の提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、金融庁長官が必要と認めて指示した事項を除き、米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法は、金融庁長官が必要と認めて指示した事項を除き、米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法は、金融庁長官が必要と認めて指示した事項を除き、米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法は、金融庁長官が必要と認めて指示した事項を除き、米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法によることができる。

会に登録しなくなつた場合には、適用がないものとする。第九十四条 前条の規定は、米国式連結財務諸表を米国証券取引委員

て記載しなければならない。第九十五条第九十三条の規定による連結財務諸表は、日本語をもつ

追加して注記するものとする。 第九十六条 第九十三条の規定による連結財務諸表には、次の事項を

| 当該連結財務諸表が準拠している用語、様式及び作成方法

登録状況 当該連結財務諸表の作成状況及び米国証券取引委員会における

- 6 -

-19-

# ○金融庁告示第六十九号

連結財務諸表の用語、 様式及び作成方法に関する規則 (昭和五十一年大蔵省令第二十八号) 第一条第三項

第一条の二第一号ニ及び第九十三条の規定に基づき、 金融庁長官が定める企業会計の基準を次のように定

め、平成二十一年十二月十一日から適用する。

平成二十一年十二月十一日

金融庁長官 三國谷 勝範

(一般に公正妥当な企業会計の基準)

第一 条 連結財務諸表の用語、 様式及び作成方法に関する規則 (以下「規則」という。) 第一条第三項に規

定する金融庁長官が定める企業会計の基準は、 公益財団法人財務会計基準機構 (平成十三年七月二十六日

に財団法人財務会計基準機構という名称で設立された法人をいう。)が設置した企業会計基準委員会にお

て作成が行われた企業会計の基準であって、平成二十一年六月三十日までに企業会計基準委員会の名に

おいて公表が行われた別表一に掲げるものとする。

## (国際会計基準)

第二条 国際会計基準 (規則第一条の二第一号ニに規定する金融庁長官が定める企業会計の基準をいう。)

は、英国ロンドン市キャノンストリート三十に所在する国際会計基準委員会財団が設置した国際会計基準

審議会において作成が行われた企業会計の基準であって、国際会計基準審議会の名において公表が行われ

たものとする。

(指定国際会計基準)

第三条 指定国際会計基準 (規則第九十三条に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準をいう。)は、

前条に規定する国際会計基準であって、平成二十一年六月三十日までに国際会計基準審議会の名において

公表が行われた別表二に掲げるものとする。

### 別表一(第一条関係)

号数	表題
企業会計基準第1号	自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準
企業会計基準第2号	1株当たり当期純利益に関する会計基準
企業会計基準第3号	「退職給付に係る会計基準」の一部改正
企業会計基準第4号	役員賞与に関する会計基準
企業会計基準第5号	貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準
企業会計基準第6号	株主資本等変動計算書に関する会計基準
企業会計基準第7号	事業分離等に関する会計基準
企業会計基準第8号	ストック・オプション等に関する会計基準
企業会計基準第9号	棚卸資産の評価に関する会計基準
企業会計基準第 10 号	金融商品に関する会計基準
企業会計基準第 11 号	関連当事者の開示に関する会計基準
企業会計基準第 12 号	四半期財務諸表に関する会計基準
企業会計基準第 13 号	リース取引に関する会計基準
企業会計基準第 14 号	「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その2)
企業会計基準第 15 号	工事契約に関する会計基準
企業会計基準第 16 号	持分法に関する会計基準
企業会計基準第 17 号	セグメント情報等の開示に関する会計基準
企業会計基準第 18 号	資産除去債務に関する会計基準
企業会計基準第 19 号	「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)
企業会計基準第 20 号	賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準
企業会計基準第 21 号	企業結合に関する会計基準
企業会計基準第 22 号	連結財務諸表に関する会計基準
企業会計基準第 23 号	「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正

別表二 (第三条関係)

号数	表題
	財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク(Framework for the
	Preparation and Presentation of Financial Statements )
国際財務報告基準(IFRS)	国際財務報告基準の初度適用(First-time Adoption of International
第1号	Financial Reporting Standards)
国際財務報告基準(IFRS)	株式報酬(Share-based Payment)
第2号	
国際財務報告基準(IFRS)	企業結合 (Business Combinations )
第3号	
国際財務報告基準(IFRS)	保険契約(Insurance Contracts)
第 4 号	
国際財務報告基準(IFRS)	売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業(Non-current Assets
第5号	Held for Sale and Discontinued Operations )
国際財務報告基準(IFRS)	鉱物資源の探査及び評価(Exploration for and Evaluation of Mineral
第6号	Resources)
国際財務報告基準(IFRS)	金融商品:開示(Financial Instruments: Disclosures)
第7号	
国際財務報告基準(IFRS)	事業セグメント (Operating Segments )
第8号	
国際会計基準(IAS)	財務諸表の表示 (Presentation of Financial Statements )
第1号	
国際会計基準(IAS)	棚卸資産(Inventories)
第2号	
国際会計基準(IAS)	キャッシュ・フロー計算書 (Statement of Cash Flows)
第7号	
国際会計基準(IAS)	会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬(Accounting Policies,
第8号	Changes in Accounting Estimates and Errors )
国際会計基準(IAS)	後発事象 (Events after the Reporting Period )
第 10 号	_ <del></del>
国際会計基準(IAS)	工事契約(Construction Contracts)
第11号	ナー 元(伊邦 ()
国際会計基準(IAS) 第 12 号	法人所得税 (Income Taxes )
国際会計基準(IAS)	有形固定資産 (Property, Plant and Equipment )
第 16 号	B ルロルヌ注(Flopoty, Flant and Equipment /
国際会計基準(IAS)	リース (Leases )
第17号	
国際会計基準 (IAS)	収益(Revenue)
第 18 号	
<u> </u>	

同聯人司 共进 71400	/ <del>// ** - // /</del>
国際会計基準(IAS)	従業員給付 (Employee Benefits)
第 19 号	
国際会計基準(IAS)	政府補助金の会計処理及び政府援助の開示(Accounting for
第 20 号	Government Grants and Disclosure of Government Assistance )
国際会計基準(IAS)	外国為替レート変動の影響 (The Effects of Changes in Foreign Exchange
第 21 号	Rates )
国際会計基準(IAS)	借入費用(Borrowing Costs)
第 23 号	
国際会計基準(IAS)	関連当事者についての開示 (Related Party Disclosures )
第 24 号	
国際会計基準(IAS)	退職給付制度の会計及び報告(Accounting and Reporting by Retirement
第 26 号	Benefit Plans )
国際会計基準(IAS)	連結及び個別財務諸表 (Consolidated and Separate Financial Statements)
第 27 号	
国際会計基準(IAS)	関連会社に対する投資(Investments in Associates )
第 28 号	
国際会計基準(IAS)	超インフレ経済下における財務報告(Financial Reporting in
第 29 号	Hyperinflationary Economies )
国際会計基準(IAS)	ジョイント・ベンチャーに対する持分(Interests in Joint Ventures )
第 31 号	
国際会計基準(IAS)	金融商品:表示(Financial Instruments: Presentation)
第 32 号	
国際会計基準(IAS)	1 株当たり利益(Earnings per Share )
第 33 号	
国際会計基準(IAS)	中間財務報告(Interim Financial Reporting)
第 34 号	
国際会計基準 (IAS)	資産の減損 (Impairment of Assets )
第 36 号	
国際会計基準 (IAS)	引当金、偶発債務及び偶発資産(Provisions, Contingent Liabilities and
第 37 号	Contingent Assets )
国際会計基準 (IAS)	無形資産(Intangible Assets)
第 38 号	
国際会計基準(IAS)	金融商品:認識及び測定(Financial Instruments: Recognition and
第 39 号	Measurement)
国際会計基準 (IAS)	投資不動産 (Investment Property )
第 40 号	
国際会計基準(IAS)	農業(Agriculture)
第 41 号	

指定国際会計基準は、国際財務報告解釈指針委員会又は解釈指針委員会が作成した解釈指針を含む。

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条に規定する指定国際会計基準に含まれる解釈指針について

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第93条に規定する指定国際会計基準に含まれる解釈指針は、国際財務報告解釈指針委員会又は解釈指針委員会が作成し、平成21年6月30日までに国際会計基準審議会の名において公表が行われた次に掲げるものとする。

号数	表題
国際財務報告解釈指針委員会	廃棄、原状回復及びそれらに類似する既存の負債の変動(Changes
(IFRIC) 解釈指針第1号	in Existing Decommissioning, Restoration and Similar Liabilities)
国際財務報告解釈指針委員会	協同組合に対する組合員の持分及び類似の金融商品(Members'
(IFRIC) 解釈指針第2号	Shares in Co-operative Entities and Similar Instruments)
国際財務報告解釈指針委員会	契約にリースが含まれているか否かの判断(Determining whether an
(IFRIC) 解釈指針第4号	Arrangement contains a Lease)
国際財務報告解釈指針委員会	廃棄、原状回復及び環境再生ファンドから生じる持分に対する
(IFRIC)解釈指針第5号	権利 (Rights to Interests arising from Decommissioning, Restoration and
	Environmental Rehabilitation Funds)
┃ ┃国際財務報告解釈指針委員会	特定市場への参加から生じる負債ー電気・電子機器廃棄物
(IFRIC)解釈指針第6号	(Liabilities arising from Participating in a Specific Market - Waste Electrical
(II ((IO) ) ATACIDE (A) O O	and Electronic Equipment)
┃ ┃国際財務報告解釈指針委員会	IAS 第 29 号「超インフレ経済下における財務報告」に従った修
(IFRIC)解釈指針第7号	正再表示アプローチの適用(Applying the Restatement Approach under
(IIII) MINABANA	IAS 29 Financial Reporting in Hyperinflationary Economies)
国際財務報告解釈指針委員会	IFRS 第2号の範囲(Scope of IFRS 2)
(IFRIC) 解釈指針第8号	
国際財務報告解釈指針委員会	組込デリバティブの再査定 (Reassessment of Embedded Derivatives)
(IFRIC)解釈指針第9号	
国際財務報告解釈指針委員会	中間財務報告と減損(Interim Financial Reporting and Impairment)
(IFRIC) 解釈指針第 10 号	
国際財務報告解釈指針委員会	IFRS 第2号ーグループ及び自己株式取引(IFRS 2 – Group and
(IFRIC) 解釈指針第 11 号	Treasury Share Transactions)
国際財務報告解釈指針委員会	サービス委譲契約 (Services Concession Arrangements)
(IFRIC) 解釈指針第 12 号	
国際財務報告解釈指針委員会	カスタマー・ロイヤルティ・プログラム(Customer Loyalty
(IFRIC) 解釈指針第 13 号	Programmes)
国際財務報告解釈指針委員会	IAS 第 19 号一確定給付資産の上限、最低積立要件及びそれらの
(IFRIC) 解釈指針第 14 号	相互関係 (IAS 19 – The Limit on a Defined Benefit Asset, Minimum Funding
	Requirements and their Interaction)
国際財務報告解釈指針委員会	不動産の建設に関する契約(Agreements for the Construction of Real
( <b>I</b> FR <b>I</b> C) 解釈指針第 15 号	Estate)
国際財務報告解釈指針委員会	在外営業活動体に対する純投資のヘッジ(Hedges of a Net
(IFRIC)解釈指針第 16 号	Investment in a Foreign Operation)
国際財務報告解釈指針委員会	所有者に対する非現金資産の分配 (Distributions of Non-cash Assets to
(IFRIC) 解釈指針第 17 号	Owners)

国際財務報告解釈指針委員会	顧客からの資産の移転(Transfers of Assets from Customers)
(IFRIC) 解釈指針第 18 号	
解釈指針委員会 (SIC)	ユーロの導入 (Introduction of the Euro)
解釈指針第7号	
解釈指針委員会 (SIC)	政府援助一営業活動と個別的な関係がない場合(Government
解釈指針第 10 号	Assistance – No Specific Relation to Operating Activities)
解釈指針委員会 (SIC)	連結一特別目的事業体 (Consolidation – Special Purpose Entities)
解釈指針第 12 号	
解釈指針委員会 (SIC)	共同支配企業ー共同支配投資企業による非貨幣性資産の拠出
解釈指針第 13 号	(Jointly Controlled Entities – Non-Monetary Contributions by Venturers)
解釈指針委員会 (SIC)	オペレーティング・リースーインセンティブ(Operating Leases -
解釈指針第 15 号	Incentives)
解釈指針委員会(SIC)	法人所得税一再評価された非減価償却資産の回収(Income Taxes –
解釈指針第 21 号	Recovery of Revalued Non-Depreciable Assets)
解釈指針委員会 (SIC)	法人所得税一企業又は株主の課税上の地位の変化(Income Taxes –
解釈指針第 25 号	Changes in the Tax Status of an Entity or its Shareholders)
解釈指針委員会(SIC)	リースの法形式を伴う取引の実質の評価(Evaluating the Substance
解釈指針第 27 号	of Transactions Involving the Legal Form of a Lease)
解釈指針委員会 (SIC)	サービス委譲契約:開示 (Service Concession Arrangements:
解釈指針第 29 号	Disclosures)
解釈指針委員会 (SIC)	収益一宣伝サービスを伴うバーター取引(Revenue – Barter
解釈指針第 31 号	Transactions Involving Advertising Services)
解釈指針委員会 (SIC)	無形資産ーウェブサイト費用 (Intangible Assets – Web Site Costs)
解釈指針第32号	

# 0 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

93 規則第93条に規定する公正かつ適正な手続の下に作成及び公表が行われたものと認められ、公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれるものを定める場合は、次に掲げる手続によるものとする。 (1) 当該企業会計の基準を定めるに当たっては、内容が明確なものとして企業会計の基準案が予め広く周知され、関係者間で適切な議論がなされており、多数の関係者が当該基準案を経済実態に適合した合理的な内容と評価し、公正妥当な企業会計の基準として受け入れられる程度にまで至るような手続を経て作成及び公表が行われたものかどうかを確認するものとする。	第七章 企業会計の基準の特例	1の2-1 会社が指定国際会計基準による連結財務諸表を初めて作成する場合において、当該会社、その親会社、その他の関係会社又は当該その他の関係会社の親会社が外国の法令又は外国金融商品市場の規則に基づき、当該連結財務諸表に係る連結会計年度に相当する期間に係る企業内容等に関する書類を開示することが確実と見込まれる場合には、規則第1条の2第1号ニ(1)及び(2)に規定する「企業内容等に関する書類を開示していること」に含まれることに留意する。	1-3-3 財務諸表等規則ガイドライン1-3-3の取扱いは、規則第1条第 3項第3号に規定する要件の充足を検討する場合の留意点について準用する。	1-3-1 財務諸表等規則ガイドライン1-3-1の取扱いは、規則第1条第 3項第1号に規定する要件の充足を検討する場合の留意点について準用する。	1-3 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項(以下「財務諸表等規則ガイドライン」という。)1-3の取扱いは、規則第1条第3項に規定する公正かつ適正な手続の下に作成及び公表が行われたものと認められ、一般に公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれるものを定める場合の留意点について準用する。	1-1 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省 令第28号。以下「規則」という。)第1条第1項に規定する指定国際会計基準 により作成が求められる連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変 動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものは、指定国際会計 基準に定める連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結特分変動計算書 及び連結キャッシュ・フロー計算書をいうものとする。	第一章 総則	改正案
(新設)	(新設)	(新設)	(新穀)	5 (新設)	(新設)	(新設)	第一章 総則	144
								現
								介

上 則 連結財務諸表提出会社が、平成21年内閣府令第73号附則第2条又は平成14年 内閣府令第11号附則第3項の規定に基づき、米国式連結財務諸表を法の規定に より提出する場合において、賃貸等不動産の総額に重要性があるときは、規則 第15条の24に掲げる事項に相当する事項を注記するものとする。なお、この規 則の第1章から第6章までの規定による連結財務諸表と米国式連結財務諸表と の主要な相違点として記載することができるものとする。 (2) 当該企業会計の基準を定める場合は、当該企業会計の基準の公表が行われた日の翌日から1年以内(金融庁長官が当該手続を行うために必要と認めて延長する場合は、当該延長する期間を含む。)に行うものとする。 (新設)

-30-

- 2 -

# 0 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について【抜粋】

1-3-3 規則第1条第3項第3号に規定する要件については、個々の企業会計の基準に係る作成能力ではなく、総体として必要とされる企業会計の基準に係る作成能力を有しているか否かによることに留意する必要がある。したがって、個別の企業会計の基準の作成能力を有していないことのみをもって当該要件に適合しないと判断してはならない。	1 - 3 - 1         規則第 1 条第 3 項第 1 号に掲げる要件の充足を検討する場合は、次に掲げる要件を満たすかどうか確認する必要がある。           (1) 団体の理事及び監事の選任機関並びに団体の重要事項の諮問機関として、団体の理事又は監事を兼職しない評議員(やむを得ない理由により、一時的工兼職する場合を除く。)によって構成された評議員会が設置されていること。           (2) 団体の業務に照らし、(1)の評議員会の構成員の過半数は、公認会計士(過去2年以内に公認会計士であった者を含む。)以外の者であること。	1-3 規則第1条第3項に規定する公正かつ適正な手続の下に作成及び公表が行われたものと認められ、一般に公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれるものを定める場合は、次に掲げる手続によるものとする。 (1) 当該企業会計の基準を定める場合は、次に掲げる手続によるものとする。 業会計の基準案が予め広く周知され、関係者間で適切な議論がなされており、多数の関係者が当該基準案を経済実態に適合した合理的な内容と評価し、一般に公正妥当な企業会計の基準として受け入れられる程度にまで至るような手続を経て作成及び公表が行われたものかどうかを確認するものとする。 (2) 当該企業会計の基準を定める場合は、当該企業会計の基準の公表が行われた日の翌日から180日以内(金融庁長官が当該手続を行うために必要と認めて延長する場合は、当該延長する期間を含む。)に行うものとする。	改正案
(新設)	(新設)	(新設)	飳
			行

# $\bigcirc$ 企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和四十八年大蔵省令第五号)(第七条関係)【抜粋】

(30) 業績等の概要 a 最近連結会計年度及び(61)ただし書により四半期連結貸借対照表を掲げた場合にあっては当該四半期連結会計年度及び(61)ただし書により四半期連結貸借対照表を掲げた場合にあっては当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間(四半期開務話表等規則第3条第7号に規定する四半期連結累計期間をいう。以下この様式において同じ。)又は中間連結貸借対照表を掲げた場合にあっては当該中間連結貸借対照表に係る中間連結会計期間(以下この様式において「最近連結会計年度等」という。)における業績及びキャッシュ・フローの状況について、前年同期(前年同四半期連結累計 期間又は前中間連結会計期間を除く。)と比較して分析的に記載すること。なお、業績については、セグメント情報に記載された区分により記載すること。	(30) 業職等の概要  a 最近連結会計年度及び(61)ただし書により四半期連結貸借対照表 <u>(指定国際会計基準により四半期連結時務語表を作成した場合(特定会社が四半期連結時務語表規則第93条の規定により指定国際会計基準により四半期連結時務語表を作成した場合(特定会社が四半期連結時務語表を作成した場合に成る。以下この様式において同じ。)を掲げた場合にあっては、四半期連結貸借対照表に相当するものをいう。以下この様式において同じ。)を掲げた場合にあっては当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間(四半期財務語表等規則第3条第7号に規定する四半期連結累計期間をいう。以下この様式において同じ。)を掲げた場合を計算により中間連結財務語表を作成した場合(特定会社が中間連結財務語表規定により指定国際会計基準により中間連結財務語表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。)を掲げた場合にあっては、中間連結貸借対照表に相当するものをいう。以下この様式において同じ。)を掲げた場合にあっては、中間連結貸借対照表に相当するものをいう。以下この様式において同じ。)を掲げた場合にあっては当該中間連結貸借対照表に相当するものをいう。以下この様式において「最近連結会合にあっては当該中間連結貸借対照表に相当するものをいう。以下この様式において「最近連結会合にあっては当該中間連結貸借対照表に係る中間連結会計期間(以下この様式において「最近連結会合にあっては当該中間連結貸借対照表に係る中間連結会計期間(以下この様式において「最近連結会</u>
(27) 事業の内容 a 届出書提出日の最近日(以下「最近日」という。)現在における提出会社及び関係会社において曾まれている主な事業の内容、当該事業を構成している提出会社又は当該関係会社の当該事業における位置付け等について、セグメント情報との関連を含め系統的に分かりやすく説明するとともに、その状況を事業系統図等によって示すこと。 なお、セグメント情報に記載された区分ごとに、当該事業に携わっている主要な関係会社の名称を併せて記載すること。 6 略)	(27) 事業の内容 a 届出書提出日の最近日(以下「最近日」という。)現在における提出会社及び関係会社において営まれている主な事業の内容、当該事業を構成している提出会社又は当該関係会社の当該事業における位置付け等について、セグメント情報(指定国際会計基準により連結財務諸妻を作成した場合は、これに相当する情報。以下この様式において同じ。)との関連を含め系統的に分かりやすく説明するとともに、その状況を事業系統図等によって示すこと。 おお、セグメント情報に記載された区分ごとに、当該事業に携わっている主要な関係会社の名称を併せて記載すること。
$(a) \sim (p)$ (順分) $b \sim d$ (順分)	による指標等」という。)の推移について記載すること。 なお、特定会性(連結財務諸表規則第1条の2に規定する特定会社をいう。以下この様式において 同じ。)が連結財務諸表規則第1条の2に規定する特定会社をいう。以下この様式において 同じ。)が連結財務諸表規則第3条の規定により指定国際会計基準(同条に規定する指定国際会計基準 (国人に力・が連結財務諸表を作成した場合(以下この様式において「指定国際会計基準に同り連結財務諸表を作成した場合(という。)には、当該連結財務諸表と係 る連結会計年度(第四号の三様式記載上の注意(21)のgにより指定国際会計基準による連結会計年度に係る連結会計年度(第四号の三様式記載上の注意(21)のgにより指定国際会計基準による連結会計年度に係る連結時務諸表を記載した場合における当該連結会計年度を含む。)については、連結財務諸表は度に係る連結財務諸表を記載した場合における当該連結会計年度について(30)のdにより要約連結財務諸表を作成した場合には、当該要約連結財務諸表に基づく主要な経営指標等に相当する指標等の推移について記載すること。 基づく主要な経営指標等の推移について併せて記載すること。 (略) (略)
「表紙	
現 行	改 正 案

計年度等」という。)における業績及びキャッシュ・フロー<u>(指定国際会計基準により連結財務諸表</u> (前年同四半期連結累計期間又は前中間連結会計期間を除く。) と比較して分析的に記載すること。 なお、業績については、セグメント情報に記載された区分により記載すること。 これに相当するもの。以下この様式において同じ。 .)\_の状況について、前年同期

車結財務諸表における 指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合には、指定国際会計基準により作成 ) と連結財務諸表規則 (第七章を除く。) により作成した場合の最近連結会計年度に係る に相当する項目との差異に関する事項 (当該差異の概算額等。 (収益に関する項目等。

)を記載するこ

した連結財務諸表をいう。以下このdにおいて同じ。)を (60) のaに準じて記載するとともに、 連結財務諸表規則に従い、当該要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関 提出会社が最近連結会計年度に係る連結財務諸表を初めて指定国際会計基準により作成した |合には、最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表 (連結財務諸表 |則(第七章を除く。)により作成すべき連結財務諸表について、その表示科目を要約して作成

する事項を記載すること。 指定国際会計基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表における主要

直前連結会計年度に係る連結財務諧表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項を な項目と連結財務諸表規則(第七章を除く。)により作成した場合の最近連結会計年度及びその

(59) **海黒の状況** 

<u>又は</u>これらに準じて連結財務賭表、四半期連結財務賭表、中間連結財務賭表、財務賭表、四半期財務 諸表及び中間財務賭表(<u>e 及び「</u>において「連結財務諸表等」という。)を作成している場合には、 その旨を記載すること。 財務諸表等規則別記に掲げる事業を営む会社が、特別の法令若しく1は準則の定めるところにより

指定国際会計基準により連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成した場合

こは、その旨を記載すること。

より指定国際会計基準により財務諸表を作成したときには、その旨を記載すること。 特定会社が連結財務諧表を作成していない場合であって、財務諧表等規則第127条第2項の規定に 提出会社が法の規定により提出する連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行

ている場合には、その旨及びその取組みの具体的な内容を記載すること 指定国際会計基準に関する十 会計基準に基づい ト分な知識を有する役員又は使用人の配置) 作成することができる体制の整

その旨及びその体制の具体的な内容を記載すること。

·<u>h</u> (略) 連結財務諸表 (器)

連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書 指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合にあっては、これらに相当するものをいう。

結キャッシュ・フロー計算書<u>(指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合にあって</u> に配列して記載すること。 貸借対照表、四半期連結損益計算書(指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合に っては、四半期連結損益計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ (61) ただし書、 (62) ただし書、(63) ただし書及び(64) ただし書により、四半期連結 \_ 四半期連

以下この様式において同じ。) については、前連結会計年度分を左側に、最近連結会計年度分を右側

(悪)

Ь, (新設)

(新設)

(59) 経理の状況

a 財務諸表等規則別記に掲げる事業を営む会社が、特別の法令又は準則の定めるところにより若しく <u>は</u>これらに準じて連結財務諸表、四半期連結財務諸表、中間連結財務諸表、財務諸表、四半期財務諸 表及び中間財務諸表(<u>c</u>において「連結財務諸表等」という。)を作成している場合には、その旨を 記載すること。

<u>b</u> (新設)

(郡)

(新設)

(新設)

(60) 連結財務諸表

ಬ

記載すること。 については、最近連結会計年度の前連結会計年度分を左側に、最近連結会計年度分を右側に配列して 連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書

すること 掲げる場合には、 表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書を 貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書又は中間連結貸借対照 (61) ただし書、 (61) (62) ただし書、(63) ただし書及び(64) ただし書により、四半期連結 (62) , (63) 及び(64) により掲げた連結財務諸表の下にそれぞれ記載

2

連結貸借対照表、中間連結損益計算書(指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合に 結キャッシュ・フロー計算 結株主資本等変動計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。) 及び中間連結キャッ 主資本等変動計算書 (指定国際会計基準により中間連結財務諾表を作成した場合にあっては、中間連 あっては、中間連結損益計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。)、中間連結株 <u> び持分変動計算書(指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合に限る。)</u>又は中間 ′ュ・フロー計算書<u>(指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、中間連</u> (61) (62) (63) 及び (64) により掲げた連結財務諸表の下にそれぞれ記載すること。 を掲げる場合に

連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表の作成に当たっては、連結財務諸表規則、四半期連結財務諸表規則及び中間連結財務諸表規則又は指定国際会計基準に従い、適切な科目による に記載すること。 諸表を作成した場合は、これに相当するもの。(65)において同じ。)等を会社の実態に即して適正 ための基本となる重要な事項、記載すべき注記、連結附属明細表<u>(指定国際会計基準により連結財務</u> ポートには、1970年の表現の基本となる重要な事項、記載すべき注記、1970年の基本となる重要な事項、記載すべき注記、1970年の基本となる重要な事項、記載すべき注記、1970年の基本となる重要な事項により、1970年の基本となる重要な事項により、1970年の基本となる重要な事項により、1970年の基本となる重要な事項により、1970年の基本となる重要な事項により、1970年の基本となる重要な事項により、1970年の基本となる重要な事項により、1970年の基本となる重要な事項により、1970年の基本となる重要な事項により、1970年の基本となる重要な事項により、1970年の基本となる重要な事項により、1970年の基本となる重要な事項により、1970年の基本となるでは、1970年の基本となるでは、1970年の基本となる重要な事項により、1970年の基本となる重要な事項により、1970年の基本となる重要な事項により、1970年の基本となるでは、1970年の基本となるでは、1970年の基本となるでは、1970年の表現では、1970年の表現では、1970年の基本となるでは、1970年の表現を含まれては、1970年の表現を含まれては、1970年の表現では、197 適正な金額の計上を行うとともに、連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表作成の

 $(61) \sim (64)$ 

(器)

連結附属明細表

最近連結会計年度の連結附属明細表を示すこと。

の箇所に記載したときには記載を要しない。 . 指定国際会計基準により連結財務諸表を作成し 連結附属明細表に相当する情報を他

a~c (略) その街

(66)

(b) (器) (瑟

金等調整前四半期純損失金額については、これらに準じて算出したもの)をいう。) 整前四半期純損失金額(最終四半期連結会計期間に係る税金等調整前四半期純利益金額又は税 則<u>第76条</u>の規定により記載しなければならない税金等調整前四半期純利益金額又は税金等調 税金等調整前四半期純利益金額又は税金等調整前四半期純損失金額(四半期連結財務諸表規

(c) · (d)

(67) 財務諸表 (悪)

指定国際会計基準により財務諸表を作成した場合((59)<u>の</u>dに該当する場合に限る。)には

表」の項を設け、当該指定国際会計基準により作成した財務諸表を記載することができる。 該指定国際会計基準により作成! 、た財務諸表は、 (67) (bを除く。 ) から までに準じて

事項、記載すべき注記、附属明細表 (指定国際会計基準により財務諸表を作成した場合は、これに 計上を行うとともに、財務諧表、四半期財務諧表及び中間財務諧表作成のための基本となる重要な 諸表等規則及び中間財務諸表等規則<u>又は指定国際会計基準</u>に従い、適切な科目による適正な金額の 相当するもの。 財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表の作成に当たっては、財務諸表等規則、四半期財務 (72) 及び (73) において同じ。) 等を会社の実態に即して適正に記載すること。

 $\frac{\underline{\mathbf{d}} \sim \underline{\mathbf{g}}}{(68)} \sim (84)$ (郡)

指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合であって 指定国際会計基準による連結財務諸表の修正に伴う記載

> な事項、記載すべき注記、連結附属明細表等を会社の実態に即して適正に記載すること。 四半期連結財務諸表規則及び中間連結財務諸表規則に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表作成のための基本となる重要 連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表の作成に当たっては、連結財務諸表規則

О

(器)

 $(61) \sim (64)$ (悪

連結附属明細表

(65)

最近連結会計年度の連結附属明細表を示すこと。

a~c (點) その街

(66)

d (暴)

(b) (a) 則第76条第1項第3号の規定により記載しなければならない税金等調整前四半期純利益金額 又は税金等調整前四半期純損失金額(最終四半期連結会計期間に係る税金等調整前四半期純利 税金等調整前四半期純利益金額又は税金等調整前四半期純損失金額(四半期連結財務諸表規

(c) · (d) ن 益金額又は税金等調整前四半期純損失金額については、これらに準じて算出したもの)

(瑟

財務諸表

(器)

(67) (新設) (器)

諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、附属 」 財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表の作成に当たっては、財務諸表等規則、四半期財務諸 表等規則及び中間財務諸表等規則に従い、 適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、財務 明細表等を会社の実態に即して適正に記載すること。

Ь

 $c\sim \pm$ (歴)

(新設)  $(68) \sim (84)$ 

ಬ

(85) ~ (87) (略)	を記載すること。	後の連結財務諸表を除く。)。	計年度の前連結会計年度に係
		のうち、当該修正に関連する事項については当該修正後の内容及びその旨	2係る連結財務諸表の修止をしたときは、届出書に記載すべき事項(当該修止
	(85) ~ (87) (略)		

C V	(地域)	磊		** ~ 1	<u>は、(47)(b を除く。)から(52)までに準じて記載すること。</u> 財務諸表の作成に当たっては、財務諸表等規則又は指定国際会計基準に従い、適切な科目による適 b 財務諸表	り作成した財務諸表を記載することができる。なお、当該指定国際会計基準により作成した財務諸表		特定会社が通緝財務語表を作品していない場合であって、財務語表籍相間衛157多衛2項の規定に「(発表)」、「「	<b>VIII</b>	(略) (41) ~	(略) (略) (略) (略) (略) (略)	1、連結所属男樹女 <u>(指定国際設計基準により連結界務語教を作取した総合は、これに相当する</u> (VE)においア同じ ) 強み合粋の事態に即した海にに記載せること	が事項、記載すべ	Ь	相当するものをいう。以下この様式において同じ。) については、前連結会計年度分を左側に、当連 結会計年度分を方側に配列して記載すること	連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書に	会計基準による連結財務諸表を作成した場合に限る。(63)において同じ。)にあっては、それぞれ	する特定会社をいう。 (47)のbにおいて同じ。)が連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際	(信佐国際民町番車(単編の務語を発明第28米に残たりの信佐国際民町番車をいり。 めじこの様式に でっていたいだいて同じ。)により連結財務諸表を作成した場合(特定会社(連結財務諸表規則第1条の2に規定	D)	<b>%</b> 諸表 (40)	(記載上の注意) (記載上の注意)		表紙】	第三号様式	改 正 案	
			5 × 6 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	とともに、財務語表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、附属明細表等を会社の実態に即して記載すること。	財務諸表の作成に当たっては、財務諸表等規則に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行う					(略各)		<b>衣帯を崇信の実際で望して適用で記載すること。</b>	を行うとともに、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、連結附属明細=##** ~ 4、の古稿に即:严ੱまできます。	表の作成に当たっては、連結財務諸表規則に従い、適切な科目による適正な金額の計上					(1.7)、(14)、即軍権法理年成分を召喚で、国軍権法門中成力を在喚で開発して信襲すること。	連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書(いたは、対策が入れた毎ペナナ回じ、いまは入事に使べて十回に対し、行動やイントし	大大	7712	有価証券報告書			現 行	

第四号の三様式 第四号の三様式 (配載上の注意) (1) ~ (4) (略) (1) ~ (4) (略) (5) 主要な経営指標等の推移 第2項に規定する事業的 第2項に規定する事業的 第2項に規定する場合を除 連結会計期間に対応する場合を除 連結会計期間に対応する場合を除 連結会計期間に対応する。及び当 計期間」という。)及び当 日に係るものを記載し、(1 規連結果計期間並びに最近 をは、でグメント情報の 1 にな、その内容を記載する (6) 事業の内容 当四半期連結会計期間に でお、セグメント情報の 1 にな、その内容を記載する (7)・(8) (略) (9) 生産、受住及び販売の状況につい と比較してセグメント情報の には、その内容を記載する には、その内容を記載する のは、 を注及で販売の状況につい を注及で販売の状況につい る当四半期連結会計期間 と比較してもグメント情報 のり 全性及び販売の状況につい る当四半期連結会計期間 を注及で販売の状況につい る当四半期連結会計期間 を注及で販売の状況につい る当四半期連結会計期間 と比較してもグメント情報 のり のり のり のり のり のり のり の の の の の の の の の の の の の	(7)・(8) (略) (9) 生産、受注及び販売の状況 (9) 生産、受注及び販売の状況 a 当四半期連結会計期間における生産、受注及び販売にたいてでグメント情報に関連付けて記載すること。合には、の「4 財政状態、経営成績及びキャッシー会注及び販売の状況について記載することができる。 登江及び販売の状況について記載することができる。 ち~d (略) (9-2) 事業等のリスク a 当四半期連結会計期間(四半期連結財務諸表を作る、この四半期報告書に記載した事業の状況、経理で、この四半期報告書に記載した事業の状況、経理で、この四半期報告書に記載した事業の状況、経理で、この四半期報告書に記載した事業の状況、経理	(a) ~ (q) (略) b・c (略) b・c (略) b・c (略) b・c (略) (6) 事業の内容 当四半期連結会計期間において、提出会社及び関係会社 重要な変更があった場合には、その内容を記載すること。 なお、セグメント情報(指定国際会計基準により四半に なお、セグメント情報(指定国際会計基準により四半に なお、セグメント情報(指定国際会計基準でより四半に なお、セグメント情報(指定国際会計基準でよりの区分)会社に異動があった場合には、その内容を記載すること。	(大人工) (最近書類) 四半期 (職) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1
で	売の実績について、前年同四半期連結会計、ただし、業種・業態によりこれによりだれまりがユ・フローの状況の分析」の記載に含めてユ・フローの状況の分析」の記載に含めてユ・フローの状況の分析」の記載に含めて	があり、	
理事期報告書 (略)	(7). (9) a (9 –	7 A 7	第四号の三様式 【表紙】 【表紙】 【提出書類】 (記載上の注意) (1) ~ (4) (路) (5) 主要な経営指標等の推移 第 2 項に規定する事業を介 計期間が第 2 四半期連結結 おいて「第1 四半期連結結 おいて「第1 四半期連結会 おいて「前年同四半期連結会 が四半期連結会 が四半期連結会 が四半期連結会 において「前年同四半期連結会 において「前年同四半期連結会 に対応する。 という。)及び当 に対応する。 は対域等の推移についる に対域を表している。 日に深るものを記載し、(現) 期連結果計期間近びに最近 期連結果計期間近びに最近
	(況 こおける生産、受注及び販売の実績について、前年同四半期連結会計期間 表に関連付けて記載すること。ただし、業種・業態によりこれによりがた 態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の記載に含めて生産、 で記載することができる。 (四半期連結財務語表を作成していない場合には当四半期会計期間) にお に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、財政状態、経	こおいて、提出会社及び関係会社にお合には、その内容を記載すること。 区分ごとに、当該事業に携わっている	大人 (所) 四半期報告書 (所) (国際提出会社が特定事業会社(第17条の15 (国際) (所) (所) (所) (所) (所) (所) (所) (所) (所) (所

| |積及びキャッシュ・フロー (指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、これに | 担当するもの。以下この様式において同じ。)の状況の異常な変動等、投資者の判断に重要な影響を | 及ぼす可能性のある事項が発生した場合又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスカードへいて重要が変更があった場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく、かつ、簡 潔に記載すること。

# 経理の状況

- はこれに準じて四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表(cにおいて「四半期連結財務諸表等」とい う。)を作成している場合には、その旨を記載すること。 財務諸表等規則別記に掲げる事業を営む会社が、特別の法令若しくは準則の定めるところにより又
- 指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。

- <u>項の規定により指定国際会計基準により四半期財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること</u> において「中間連結財務諸表等」という。)を作成している場合には、その旨を記載するこ 提出会社が特定事業会社であって、(32) により中間連結財務諸表及び中間財務諸表 (以下この (21) 特定会社が四半期連結財務諸表を作成していない場合であって、四半期財務諸表等規則第83条第2
- 務諸表等を指定国際会計基準により作成した場合には、 また、中間連結財務諸表規則第87条及び中間財務諸表等規則第74条第2項の規定により中間連結財 年やた、 その旨を記載すること

特定会社が連結財務諸表規則(第七章を除く。)により作成した最近連結会計年度及びその直前連結

- 年度に係る有価証券報告書に記載した最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸 表の下に「国際会計基準による前連結会計年度に係る連結財務諸表」の項を設け、当該連結財務諸表 出するまでの間において、最近連結会計年度に係る連結財務諸表を初めて指定国際会計基準に gにより第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書に指定国際会計基準により作成した最近連結 計年度に係る連結財務諸表を記載する場合には、当該連結財務諸表における主要な項目と最近事業 <u>より提出しており、当該有価証券報告書の提出後第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書を提</u>するまでの間において、最近連結会計年度に係る連結財務諸表を初めて指定国際会計基準により作 計年度に係る連結財務諸表を記載した最近事業年度に係る有価証券報告書を法第24条第1項の規定 当該四半期報告書 (22)から こり 記載し
- 表における主要な項目との差異に関する事項を記載すること。 四半期運結財務諸表

(22)

- 以下この様式において同じ。)を掲げる場合には、当四半期連結会計期間に係る四半期連結貸借対照表 価証券報告書に記載された連結貸借対照表(指定国際会計基準による連結財務諸表が記載されている 結貸借対照表に相当するもの。以下この様式において同じ。)については、当四半期連結会計期間に 係るものを記載すること。なお、(23) の規定により、前連結会計年度に係る要約連結貸借対照表(有 の右側に配列して記載すること。 <u>場合は、連結貸借対照表に相当するもの)</u>を四半期連結貸借対照表の表示科目に準じて要約したもの。 四半期連結貸借対照表(指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、四半期連
- <u>結損益計算書に相当するもの。以下この様式において同じ。)</u>については、四半期連結累計期間に係るもの(前年同四半期連結累計期間に係るものを左側に、当四半期連結累計期間に係るものを右側に を左側に、当四半期連結会計期間に係るものを右側に配列して記載すること。) を記載すること 配列して記載すること。)及び四半期連結会計期間に係るもの(前年同四半期連結会計期間に係るもの 四半期連結損益計算書<u>(指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、四半期連</u>
- <u>「年同四半期重結累計期間に係るものを左側に、当四半期重結累計期間に係るものを右側に配列して</u>

影響を及ぼす可能性のある事項が発生した場合又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業 かし、簡潔に記載すること。 等のリスク」について重要な変更があった場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく 営成績及びキャッシュ・フロー <u>るキャッシュ・フロー)。(11) の a</u>において同じ。)の状況の異常な変動等、投資者の判断に重要な (四半期連結財務諸表を作成していない場合には四半期財務諸表等規則第3条第8号に規定す (四半期連結財務諸表規則第2条第13号に規定するキャッシュ・フ

# 経理の状況

а

又はこれに準じて四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表(dにおいて「四半期連結財務諸表等」 という。)を作成している場合には、その旨を記載すること。 財務諸表等規則別記に掲げる事業を営む会社が、特別の法令若しくは準則の定めるところにより

### (推奨) (悪)

### (難製)

「中間連結財務諸表等」という。)を作成している場合には、その旨を記載すること。 提出会社が特定事業会社であって、(32)により中間連結財務諸表及び中間財務諸表 (<u>d</u>において

### d (難問)

### (新設)

# 四半期連結財務諸表

(22)

а 照表を四半期連結貸借対照表の表示科目に準じて要約したもの。以下この様式において同じ。) を掲 の規定により、前連結会計年度に係る要約連結貸借対照表(有価証券報告書に記載された連結貸借対 げる場合には、当四半期連結会計期間に係る四半期連結貸借対照表の右側に配列して記載すること。 四半期連結貸借対照表については、当四半期連結会計期間に係るものを記載すること。なお、(23)

b 四半期連結損益計算書については、四半期連結累計期間に係るもの(前年同四半期連結累計期間 間に係るものを右側に配列して記載すること。)を記載すること。 期連結会計期間に係るもの(前年同四半期連結会計期間に係るものを左側に、当四半期連結会計期 に係るものを左側に、当四半期連結累計期間に係るものを右側に配列して記載すること。)及び四半

### (新設)

1					1		
監準による四半期連結財務諸表の修正に伴う記載 監準により四半期連結財務諸表を作成した場合であって、指定国際会計基準に従 期間の前年同四半期連結会計期間に係る四半期連結財務諸表を修正したときは、 記載すべき事項(当該修正後の四半期連結財務諸表を除く。)のうち、当該修正に には当該修正後の内容及びその旨を記載すること。	載することができる。なお、当該指定国際会計基準により作成した四半期財務諸表は、a から f 及び (28) から (31) までの規定により記載すること。 (28) ~ (37) (略)	g. 指定国際会計基準により四半期財務諸表を作成した場合 ((21)のdに該当する場合に限る。)には、aからfまで及び(28)から(31)までの規定により記載した四半期財務諸表の下に「国際会計基準による四半期財務諸表」の項を設け、当該指定国際会計基準により作成した四半期財務諸表を記	(27) 四半期財務諧表 a~f (略)	<u>記載すること。</u> (25)・(26) (略)	(24-2) 持分変動計算書 当四半期連結果計期間に係る特分変動計算書と前年同四半期連結累計期間に係る特分変動計算書を	$\underline{e} \cdot \underline{f}$ (原公) $(23) \cdot (24)$ (原公)	四半期連結ギャッシュ・フロー計算書(指定国際会計基準により四半期連結所物話変を作成した合は、四半期連結ギャッシュ・フロー計算書に相当するもの。以下この様式において同じ。)につては、前年同四半期連結果計期間に係るものを左側に、当四半期連結累計期間に係るものを右側に列して記載すること。
(新設) (新設)	<u>まで</u> (28) ~ (37) (略)	<u>た</u> (新設) 公 <u>界</u> 代記	(27) 四半期財務諮表 a~f (略)	(25) • (26) (原行)	(新設)	$\underline{\mathbf{d}} \cdot \underline{\mathbf{e}}$ (異分) (24) (異分)	<ul><li>○ 四半期連結来計期間に係るものを左側に配列して記載すること。</li><li>○ 四半期連結果計期間に係るものを右側に配列して記載すること。</li><li>側に配</li></ul>

20

(24) 経理の状況  a・b (路)  a・b (路)  c 指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。	の確負信係等に相当する指標等」の推移について記載すること。 (a) ~ (q) (略)  b・c (略)  b・c (略)  (6) 事業の内容  当中間連結会計期間において、提出会社及び関係会社において営まれている事業の内容について、 重要な変更があった場合には、その内容を記載すること。 なお、セグメント情報(指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合は、これに相当する情報。以下この様式において同じ。)の区分ごとに、当該事業に携わっている主要な関係会社に異動があった場合には、その内容を記載すること。 (7)・(8) (略) (9) 業績等の概要  a 当中間連結会計期間における業績及びキャッシュ・フロー(指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。以下この様式において同じ。)の状況について、前年同期と比較して分析的に記載すること。 なお、業績については、セグメント情報の区分により記載すること。	掲げる主要な経営指標等 <u>(</u> いう。以下この様式におし <b>が務諸表規則第1条の</b> 2に 者表規則第87条の規定によ
(24) 経理の状況 a・b (略) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (方さ) (方さ) (下さ) (下さ) (下さ) (下さ) (下さ) (下さ) (下さ) (下	(a) ~ (q) (略) b・c (略) b・c (略) (6) 事業の内容 当中間連結会計期間において、提出会社及び関係会社において営まれている事業の内容について、 重要な変更があった場合には、その内容を記載すること。	(正) 第五号様式 (版) (別 (版) (表紙]

(4		(4	(3							(3	(2												
- NA 国家修正校の内存及いての目を記載すること。 (44) ~ (46)	指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合であって、指定国際会計基準に従い当中間連結会計期間の前年同中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表の修正をしたときは、半期報告書に記載すべき事項に該修正後の中間連結対務諸表を除く。)のうち、当該修正に関連する事項についておませたエネートに当該修正後の中間連結中では、1000円であるません。	(43) 指定国際会計基準による中間連結財務諸表の修正に伴う記載	(32) ~ (42) (略)	<u>c·d</u> (略)	できた  100mの 100	프	a、 c、 d 及び (32) から (35) までの規定により記載した中間財務諸表の下に「国際会計基準によ	b 指定国際会計基準により中間財務諸表を作成した場合 ((24)のdに該当する場合に限る。)には、	a (既A)	(31) 中間財務諸表	(26) ~ (30) (昭)	C (報告)	項、記載すべき注記等を会社の実態に即して適正に記載すること。	な科目による適正な金額の計上を行うとともに、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事	b 中間連結財務諸表の作成に当たっては、中間連結財務諸表規則 <u>又は指定国際会計基準</u> に従い、適切	一計算書の右側に配列してそれぞれ記載すること。	結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロ	要約したもの。以下この様式において同じ。)を掲げる場合には、当中間連結会計期間に係る中間連	算書 (当該連結キャッシュ・フロー計算書を中間連結キャッシュ・フロー計算書の表示科目に準じて	及び有価証券報告書に記載された連結キャッシュ・フロー計算書又は要約連結キャッシュ・フロー計	を中間連結株主資本等変動計算書の表示科目に準じて要約したもの。以下この様式において同じ。)	正昇音の次か付けに乗しく交称したもの。以下この株式において同じ。)、 <u>名加証が報告者に記載された連結株主資本等変動計算書</u>	
(43) ~ (45) (略)		(新穀)	$(32) \sim (42)$ (解)	<u>b·c</u> (略)				(新穀)	a (#E)	(31) 中間財務諸表	$(26) \sim (30)$ (F3)	c (MS)	を会社の実態に即して適正に記載すること。	額の計上を行うとともに、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記等	b 中間連結財務諸表の作成に当たっては、中間連結財務諸表規則に従い、適切な科目による適正な金			の右側に配列してそれぞれ記載すること。	照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書	もの。以下この様式において同じ。)を掲げる場合には、当中間連結会計期間に係る中間連結貸借対	<u>た連結キャッシュ・フロー計算書</u> を中間連結キャッシュ・フロー計算書の表示科目に準じて要約した	回煙症状土貝や寺変影  再音の液や竹目に坪しく変形したもの。以下この味巧において同じ。  <u>返り</u>  連結キャッシュ・フロー計算書又は要約連結キャッシュ・フロー計算書 <u>(有価証券報告書に記載され</u>	の出れの日本は一角の一つでは、日本の本では、「日本の世界の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の

# 〇 企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)

連結財務諸 表の用 語、 様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(平成二十一年内閣

府令第七十三号) 【抜粋】

附 則

施 行 期 目

条 この府令は、 公布の 日

第一 から施行する。

(連結財 務諸 表の 用 語 様式及び 作成方法に関する規則 の 一 部改正に伴う経過措置)

第

条の

規定による改正後の連

結財務

諸

表の

用

語

様式及び作成方法に関する規則

(附

則第九条第

項にお いて 新 連結 財務諸 表規則」 という。 第七章 の規定は、 平成二十二年三月三十 日 以 後に終了

する連結会計年度に係る連結財務諸表について適用 Ļ 同 日前に終了する連結会計年度に係るもの に . つ い

ては、 なお従前  $\mathcal{O}$ 例 による。

2 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定に カュ カュ わ らず、 連結財務諸表提出会社は、 平成二十二年三月三十一日に終了する連結会計 年

則 度に係る連 (以 下 「旧連: 結財 [結財務諸表規則] 務 諸 表を第 条  $\mathcal{O}$ という。) 規定による改 第九十三条の規定により作成することができる。 É 前  $\mathcal{O}$ 連 結財 務諸 表  $\mathcal{O}$ 用 語、 様式及び作成方法 この に関 場合に ける規

お 1 、ては、 旧連結財務諸表規則第九十四条から第九十六条までの規定を適用する。

3 前二項 の規定により連結財務諸表を旧連結財務諸表規則第九 十三条の規定により作成する連結財 務諸 表

提 出会社 は、 平成二十八年三月三十一 日までに終了する連結会計年度に係る連結財 務諸表 を同 条の 規定に

より 継続 して作成することができる。 この場合においては、 旧 連結 財務諸表規則第九十四条から第九十六

条までの規定を適用する。

(財務 諸 表等 0 用 語 様式 及び作成方法に関する規 則 0 部改 É に伴う経過措置

第三条 第二条の規定による改正後の財 務諸表等の 用 語 様式及び 作 成方法に関する規則第七 章の 対規定は、

平成二十二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る財務諸 表について適用し、 同 目 前 に終了する事

業年度に係るものについては、なお従前の例による。

中 間 連 結 財 務 諸 表  $\mathcal{O}$ 用 語 様式及び 作 成方法に関する規則の 部 改正 に伴う経 過 措 置

第四 条 第三条  $\mathcal{O}$ 規定 E よる改 正 後  $\mathcal{O}$ 中 間 連 結 財 務 諸 表  $\mathcal{O}$ 用 語 様 式 及び作 成 方法 に関 す える規 則 第六 章 0 規

定 は、 亚 成二十二年 应 月一 日 以 後 に 開 始 する中 間 連 結会計 期 間 に 係 る中 間 連 結 財 務 諸 表に ついて適用

同 日 前 に 開 始す る中 間 連結会計 期 間 に係 るものについ 、ては、 なお 従 前  $\mathcal{O}$ 例 による。

附 則 、第二条第三項の規定により連結財務諸表を作成する連結財務諸表提出会社は、 前 項 の規定に カコ か わ

2

らず、 0) 府令の: 施 行  $\mathcal{O}$ 日 ( 以 下 施 行 日 という。 以 後に開 始する中間連結会計 期 間 に 係 る中 間 連 結

財 務諸 表 を第三条の規定による改正 前  $\mathcal{O}$ 中 間 連結 財 浴務諸. 表  $\mathcal{O}$ 用 語 様式 及び作成方法に関する規則

に お 1 て 旧 中 間 連 結財 務 諸 表規則」 とい 、 う。 第八十七条の 規定により継 続 して作成することができる。

3 前 項  $\mathcal{O}$ 規定により中 間 連結 財務諸表を作成する連結財 務諸表提 出会社 は、 平成二十七年 九 月三十

継続して作成することができる。

に

終了す

る中

間

連

結会計期

間

に係る中

間連

結

財

務諸表を

旧

中

間

連

結

財務諸

表規則第八十七

条の規定に

ょ

中 間 財 務 諸 表 等  $\dot{\phi}$ 用 語、 様式及び 作 成方法に関す る規 則 *(*) 部 改 正 に伴う経過 措 置

第五 条 第 匹 条 0 規定 による改 É 後 の中 間 財 務 諸 表等  $\mathcal{O}$ 用 語 様式 及 び 作成 方法に関する規 則第六章 Ď 規定

は、 平成二十二年 应 月 日 以 後に 開 始 す る中 間 会計 期 間 に係る中 間 財 務 諸 表に 0 *(* \ て適品 用 Ļ 司 日 前 に 開

始する中 間 会計 期 間 に 係るも  $\mathcal{O}$ に 0 ζì て は、 な お 従 前  $\mathcal{O}$ 例 に ょ

回 半 期 連 結 財 務 諸 表  $\mathcal{O}$ 用 語 様式 . 及び 作 成 方法 に 関 ける規 鴚  $\mathcal{O}$ 部 改 Ē に伴う 経過 措 置

第六条 第五 条  $\mathcal{O}$ 規定による改正 後の 四半期連 結 財務諸 表  $\mathcal{O}$ 用語、 様式 及び 作 成方 法 に関する規則第六章  $\mathcal{O}$ 

規定は、 平成二十二年四 | | | 日以後に開始する連結会計年度に属する四 半期連結会計期間 及び四半 期 連 結

累計 期 間 (以下この条におい て 四 半期連結会計期間等」 という。 に係 いる四半 -期連結: 財 務 諸 表に 0 11 7

適 用 同 日 前 に開 始する連結会計年度に属する四半期連結会計期間等に係るものについ て は なお 従 前

の例による。

2 附 則 第二条第三 項 の規定により連結 財務諸表を作成する連結 財務諸表提 出会社は、 前 項 0 規定に カ カン わ

らず、 施 行 日以後に 開 始す る連結会計 年度に属する四 半 期連 結会計 期間等に 係る四 半期 連 結 財 務諸 表 を 第

五. 条  $\mathcal{O}$ 規 定による改 正 前  $\mathcal{O}$ 兀 半 -期連結 財 務諸 表  $\mathcal{O}$ 用 語 様式及び 作 成方法に関する規則 (次項 にお て

旧 兀 半 期 連 結 財 務諸 表規則」 という。) 第九· 十三条の 規定に により 継続 L て作成することができる。

日 までに 前 項  $\mathcal{O}$ 終了す 規定に る四 より 半 匝 半期 期連 連 結 会計 結財務諸 期間 表を作 等 に係る四 成する連 半 期 連 結 財務諸 結 財 務 諸 表提 表を旧 出 会社 匹 半 は、 期 平 連 結 成二十七年十二月三十一 財 務 諸 表規則第九十三

3

条の規定により継続して作成することができる。

回 半 期 財 務諸 表 等  $\mathcal{O}$ 用 語 様 式 7及び: 作 .成方 法 に関 する規 則  $\mathcal{O}$ 部改正 に 伴う経 過 措

置

第七条 第六条  $\mathcal{O}$ 規定による改 É 後  $\mathcal{O}$ 兀 半 期 財 務 諸 表 等  $\vec{O}$ 用 語 様式及び作 成方法に関す る規則第六章 O規

定は、 平成二十二年四月一日以後に開始する事業年度に属する四半期会計期間及び四半期累計期間 に係る

匹 期財 務諸表について適用 同 日 前 に開始する事業年度に属する四半期会計期間及び四半期累計 遊期間

に係るものについては、なお従前の例による。

(企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置

第八条 次の各号に掲げる第七条の規定による改正 後の 企 業内容等の開示に関する内閣府令 (以 下 「新開示

府令」という。)の規定の適用は、当該各号に定めるところによる。

一~三 (略)

2 新 開 示 府令第二号様式から第二号の六様式まで、 第七号様式から第七号の四 様式まで、 第十一号様 式

第十二号様式、 第十 四号様式及び第十五号様式は、 平 成二十二年二月一 日 以 後に 提 出する有 価 証 券 届 出

**金** 融商 品 取引法第二条第七 項に規定する有価 証 券届 出 書のうち 同 法第五 条第 項 同 法 第二十七 条に お

7 準 甪 する場合を含む。  $\mathcal{O}$ 規定によるもの をい . う。 以下この項に な V て同じ。 発行 登録書 (同 法

第二十三条の三第 項 同 法 第二十七条にお į١ て準 用する場合を含む。 に規定する発行 登 録 書を う。

以下この項におい て同じ。) 及び発行 登録追補 書類 (同法第二十三条の 八第 項 (同法第二十七条に お

よる。 用 て準 用する場合を含む。)に規定する発行登録追補書類をいう。 司 ただし、 日前に提出する有価 次の各号に掲げる新開 証券届 出書、 示府令の規定の適用は、 発行登録書及び発行登録追補書類については、 当該各号に定めるところによる。 以下この項において同じ。)について適 なお従前 の例

一 (略)

第二号様式記載上の注意(25)、 (27) (30) (33) (59) (60) (65) から (67) まで及び (84-2) 第二号の二様式記載上 の注

意 (2) 第二号の六様式記載上  $\mathcal{O}$ 注意8並びに第七号様式記載上 の注意(1) (52) 及 び (53) 次の 1 文は 口 12 掲

出する有価証券届 出書については、 な お従前 の例による。

イ又は口に定める日以後に提出する有価証

|券届

出書について適用し、

当該者

が

同

日前

に提

げる者が当該、

イ 金 融 商 品 取 引法第二十四条第一 項各号 (同法第二十七条において準用する場合を含む。 に掲 げる

有 価 証 券  $\mathcal{O}$ 発行 者 ( 当 該: 有 価 証 券  $\mathcal{O}$ 発行者が同項ただし書 (同法第二十七条におい · て準 用する場合

含む。 0 規 定  $\mathcal{O}$ 適用を受けてい る場合を除く。 平成二十二年三月三十一日以後に終了する事業

年度に係る有価証券報告書を提出した日

ロ イに掲げる者以外の者 平成二十二年七月一日

3 新 開 示 府令第三号様式、 第三号の二様式、 第四号様式、 第四号の三様式、

第五号様式、

第五号の二様式

第八号様式、 第九号様式、 第九号の三様式及び第十号様式は、 平成二十二年二月一日以後に開 始する事

兀 条の 兀 0) Ł 第 項 (同 法第二十七条において準用する場合を含む。 に規定す る四半 期報告書をい う。

業年度、

四半期会計

期間及び

中間会計

期間に係る有

価

証券報告書、

兀

半

期

報告書

(金融

商

品

取

引法第二十

以下この 項におい て同じ。) 及び半期 報告書 (同法第二十四条の五 第 項 (同法第二十七条にお 1 て 準 用

する場合を含む。 に規定する半期報告書をいう。 以下この項に おいて同じ。 につい て適用 Ļ 同 日 前

に 開 始す る事業年 度、 兀 半 -期会計 頭間! 及び 中 間会計期 間 に係る有 価 証券報告 書、 匹 半期 報 告 書 及び 半 期 報

号に定め 告書につ る事業年 V ては、 度、 な お 従前 四 半 期会計期間 0) 例による。 及び中 ただし、 間 [会計期 次の各号に掲げ 間 に係る有 る新開 価 証券報告 示 府 書 令の 匹 規定に 半期 報告 0 いて 書及び は、 半期報 当 該 各

告書について適用する。

# 一 (略)

第三号様式 記 載 上の 注 意 (40) (47)及び (63)か ら (65) まで並びに第八号様式 記 載上 0) 注 意 (1) 及 び (34) 平 ·成二十

一年三月三十一 日以後に終了する事業年度に係る有 伷 証 券報告書について適用 Ĺ 同 日 前 に終了する事

業年度に係る有価証券報告書については、なお従前の例による。

三~五(略)

第九条

第八条の規定による改正後の財務諸表等の

(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置

監査

証明

に関する内閣

府令

(次項において

「新監査

証

明

府令」 という。) 第 一条第十一 号の二の規定は、 平成二十二年三月三十一 日以後に終了する連結会計 年

に係る連結財務諸表を連 結財務諸表提出会社が新連結財務諸表規則第九十三条の規定により最初に作成

る場合に適用する。

2 前 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 場合にお いて、 新監 査 証明 府令第 一条第四号及び第八号の規定の適 用に ついては、 同 条第四号及

び 第 八号中 「法第五 条第一 項又は第二十四条第一 項若しくは第三項  $\mathcal{O}$ 規定により 提出された届 出書 又 は 有

価 証 券報告書」 とあるの は、 「法第五 条第 項、 第二十四条第 項若しくは第三項 又は第二十 兀 条  $\mathcal{O}$ 几  $\mathcal{O}$ 

七 第 項 の規定に より ・提出・ された届 出 書、 有 価 証 券報告書又は 匹 半期報告書 ( 第 兀 半 期 報告書に 限 る。

」とする。

(財務計算に関する書類その 他 の情報  $\mathcal{O}$ 適正 性 を確保するため の体制に関する内閣 所令の 部改正 元に伴う

# 経過措置)

第十条 第九条の規定による改正後の財務計算に関する書類その 他 の情報の適正性を確保するための 体 制 に

関する内閣 府令の規定は、 平成二十二年三月三十一 日以後に終了する連結会計年度に係る連結財務 諸 表を

作 成する場合に適用し、 同 日 前に終了する連結会計年度に係る連結財務諸表を作成する場合につい て

なお従前の例による。

2 前 項 0) 規定に カコ カュ わらず、 平成二十二年三月三十一日に終了する連結会計年度に係る連結 財務諸 表 を 旧

連 結 財 務 諸 表規 別期第九十三条の規定により作成する場合には、 第九名 条の 規定による改 正 前  $\mathcal{O}$ 財 務計 算 É 関

す る書類その 他  $\mathcal{O}$ 情 報  $\mathcal{O}$ 適正 性を確保するため の体制に関 する内 閣 府令 (次項にお いて 旧 内 部統 制

という。 )第十八条及び第二十一条の規定を適用することができる。

3 附 則第二条第三 項  $\mathcal{O}$ 規定に より 連 結 財 務諸表を作成する連 結財 務 浴諸表提 出会社 は、 平成二十八年三月三

+ 日までに終了する連結会計年度に お V て、 旧内部: 統 制 府令第十八条及び第二十一条の 規定を継続 して

適用することができる。

(罰則の適用に関する経過措置)

府令





December 11, 2009 Financial Services Agency

# Publication of the Revised Cabinet Office Ordinances, etc. for the Voluntary Application of International Financial Reporting Standards in Japan

On December 11, 2009, the Financial Services Agency (FSA) published a set of revised Cabinet Office Ordinances, including "Regulation for Terminology, Forms and Preparation of Consolidated Financial Statements" and "Cabinet Office Ordinance on Disclosure of Corporate Information," etc.

With these revisions, Japanese listed companies which meet certain requirements ("Specified Companies") will be given the option to prepare their consolidated financial statements, starting from the consolidated fiscal years ending on or after March 31, 2010, by applying IFRSs designated by the Commissioner of the FSA through public notice. Please refer to the attached document for the summary of the revised Cabinet Office Ordinance, etc.

The publication of these revised Cabinet Office Ordinances, etc. officially provides an operational framework for the voluntary application of IFRSs, starting from the fiscal years ending on or after March 31, 2010, as the first step toward the application of IFRSs in Japan, following the roadmap, "Application of International Financial Reporting Standards (IFRS) in Japan (Interim Report)" released by the Business Accounting Council on June 30, 2009. On the second step, the decision regarding the mandatory use of IFRSs is to be made around 2012, while giving due consideration to various factors, including whether: 1) financial statements preparers, auditors, investors and other stakeholders are well prepared for practical application of IFRSs through sufficient training and education on IFRSs; 2) due process for setting of IFRSs is ensured and governance of the IASCF strengthened; and 3) process of setting IFRSs gives proper consideration to the economic reality of business and trade practices in various countries.

The revision also includes discontinuing the current treatment where certain Japanese listed companies are allowed domestically to submit their consolidated financial statements prepared under U.S. Generally Accepted Accounting Principles; the treatment will no longer be valid for consolidated fiscal years ending after March 31, 2016.

Attachment: Summary of the Revised Cabinet Office Ordinances, etc.(PDF:51K)

Designated IFRSs as of December 11, 2009(PDF:21K)

### Contact

Corporate Accounting and Disclosure Division Planning and Coordination Bureau Financial Services Agency

E-mail: inquiry-nr@fsa.go.jp

Fax: +81-(0)3-3506-6266

Financial Services Agency, The Japanese Government
Copyright(C) 2010 Financial Services Agency All Rights Reserved.

### International Accounting Standards Board®

### Press Release

11 December 2009

### IASB welcomes decision by Japanese FSA to permit domestic use of IFRSs for current financial year

The International Accounting Standards Board (IASB) welcomes the recent regulatory changes announced by the Japan Financial Services Agency (FSA) on 11 December 2009. The changes establish an operational framework for the voluntary application of International Financial Reporting Standards (IFRSs) in Japan, starting from the fiscal year ending on or after 31 March 2010 and represent an important step towards the adoption of IFRSs in Japan.

The changes to the Cabinet Office Ordinances provide listed companies that meet particular criteria the option of preparing their consolidated financial statements according to IFRSs, for fiscal years ending on or after 31 March 2010. The changes also end, for fiscal years ending after 31 March 2016, the option for some Japanese listed companies to submit their consolidated financial statements according to US generally accepted accounting principles.

In announcing the changes, the FSA is following the roadmap for the *Application of International Financial Reporting Standards (IFRS) in Japan (Interim Report)* released by the Business Accounting Council (BAC), an important advisory body to the Commissioner of the FSA, in June 2009. In the interim report the BAC proposed allowing an early adoption of IFRSs by listed companies followed by mandatory adoption of IFRSs from 2015 or 2016, with a final decision on the mandatory requirements being taken around 2012.

Welcoming the decision, Sir David Tweedie, Chairman of the IASB, said:

The FSA's decision to permit domestic use of IFRSs represents a first step towards a mandatory use of IFRSs in Japan, and is an important milestone on the path towards global standards. The decision is also a recognition of the successful cooperation between the IASB and the Accounting Standards Board of Japan. This decision should provide encouragement to other countries on the path to embracing global standards.

30 Cannon Street, London EC4M 6XH, United Kingdom Telephone: +44 (0)20 7246 6410 Fax: +44 (0)20 7246 6411 Email: iasb@iasb.org Web: www.iasb.org

### **END**

### **Press enquiries:**

Mark Byatt, Director of Corporate Communications, IASB, telephone: +44 (0)20 7246 6472, email: <a href="mailto:mbyatt@iasb.org">mbyatt@iasb.org</a>

Sonja Horn, Communications Adviser, IASB,

telephone: +44 (0)20 7246 6463, email: shorn@iasb.org

### **Notes for editors**

### About the IASB

The IASB was established in 2001 and is the standard-setting body of the International Accounting Standards Committee (IASC) Foundation, an independent private sector, not-for-profit organisation. The IASB is committed to developing, in the public interest, a single set of high quality, global accounting standards that provide high quality transparent and comparable information in general purpose financial statements. In pursuit of this objective the IASB conducts extensive public consultations and seeks the co-operation of international and national bodies around the world. The IASB has 15 full-time members, who are drawn from ten countries and have a variety of professional backgrounds. By 2012 the IASB will be expanded to 16 members. Board members are appointed by and accountable to the Trustees of the IASC Foundation, who are required to select the best available combination of technical expertise and diversity of international business and market



平成22年3月3日金融庁

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融 庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」等の一部改正(案)に対 するパブリックコメントの結果等について

### 1. パブリックコメントの結果

金融庁では、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する 金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」等の一部改正(案)について、 平成22年1月20日(水)から同年2月22日(月)にかけて公表し、広く意見の 募集を行いました。

その結果、3の団体より延べ6件のコメントをいただきました。本件について御検討いただいた皆様には、御協力いただきありがとうございました。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方は、こちら(別紙1)を御覧ください。

また、具体的な改正等の内容については(別紙2)~(別紙4)をそれぞれ御参照ください。

### 2. 官報掲載 適用予定日等

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が 定める企業会計の基準を指定する件の一部を改正する件」については、3月10日 付で官報掲載される予定であり、官報掲載日から適用となります。

また、「「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第 93 条に規定する指定国際会計基準に含まれる解釈指針について」につきましては、(別紙 4) のとおり改正し、上記の官報掲載日から適用します。

### 3. その他

「「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意 事項について(財務諸表等規則ガイドライン)」等については、(別紙5)のとおり 改正し、2.の官報掲載日から適用します。なお、これについては、行政手続法第 39条第4項第8号で定める軽微な変更に該当するため、同法に定める意見公募手続 は実施しておりません。

### お問い合わせ先

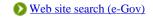
金融庁 Tel 03-3506-6000 (代表)

総務企画局企業開示課(内線 3667、3810)

- (別紙1) コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方
- (別紙2)連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長 官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を改正する件
- (別紙3)連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長

- 官が定める企業会計の基準を指定する件(金融庁告示) 新旧対照表
- (別紙4)「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条に規定する指定国際会計基準に含まれる解釈指針について 新旧対照表
- (別紙5)「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する 留意事項について(財務諸表等規則ガイドライン)等 新旧対照表





March 3, 2010 Financial Services Agency

# Publication of the Revision on the Designation of the International Financial Reporting Standards for their Voluntary Application in Japan

The Financial Services Agency (FSA) completed the public consultation and updated the list of Designated International Financial Reporting Standards (IFRSs), allowing all IFRSs and International Financial Reporting Interpretations Committee (IFRIC) interpretations approved and issued by the International Accounting Standards Board (IASB) on or before December 31, 2009, to be used in the voluntary application of IFRS in Japan by certain Japanese listed companies ("Specified Companies") starting from the consolidated fiscal years ending on or after March 31, 2010. During the public consultation period, the FSA received 6 sets of comments, which did not oppose to the proposed list of Designated IFRSs, and the FSA has decided to update the list of Designated IFRSs as proposed.

### 1. Background

On December 11, 2009, the FSA published a set of revised Cabinet Office Ordinances for the voluntary application of IFRS in Japan. With this revision, Japanese listed companies which meet certain requirements ("Specified Companies") will be given the option to prepare their consolidated financial statements, starting from the consolidated fiscal years ending on or after March 31, 2010, by applying IFRSs designated by the Commissioner of the FSA through public notice.

(Note) The Commissioner of the FSA will designate and publish in the Official Gazette, those IFRSs published by the IASB which are recognized as having been approved and issued through fair and reasonable due process and are expected to be considered as being fair and appropriate financial reporting standards from the viewpoint of investor protection and market integrity in Japan ("Designated IFRSs"). The official designation is preceded by a public consultation process to listen to a wide range of stakeholders and reflect their views in the decision making. On December 11, 2009, the Commissioner of the FSA designated after such public consultation the entire IFRSs and IFRIC interpretations approved and issued by the IASB, on or before June 30, 2009.

The FSA put under public consultation the draft of the revised Regulatory Notices, etc. from January 20 to February 22, 2010, with an intention to update the list of Designated IFRSs for their voluntary application in Japan.

To see the press release of the public consultation, please click below.

### 2. Result of the Public Consultation

During the public consultation period, the FSA received 6 sets of comments, which did not oppose to the proposed list of Designated IFRSs including IFRS9, while some noted the need

for careful consideration in the future on the consistency between IFRS 9 and IFRS 4 Insurance Contracts, before making decisions on adding IFRS 4 on the list of Designated IFRSs for voluntary application and also determining the mandatory use of IFRSs in Japan.

Taking account of these comments, the FSA has decided to update the list of Designated IFRSs as proposed, and hence the Commissioner of the FSA will designate all IFRSs and IFRIC interpretations approved and issued by the IASB, on or before December 31, 2009 for the purpose of voluntary application of IFRSs.

### 3. Effective Date

The revised list of Designated IFRSs will be published in the Official Gazette on March 10, 2010, effective immediately on that date.

### Contact

Corporate Accounting and Disclosure Division

Planning and Coordination Bureau

Financial Services Agency E-mail: <u>inquiry-nr@fsa.go.jp</u> Fax: +81-(0)3-3506-6266

### Financial Services Agency, The Japanese Government

Copyright(C) 2010 Financial Services Agency All Rights Reserved.

# ○金融庁告示第二十六号

連結財務諸表の用語、 様式及び作成方法に関する規則 (昭和五十一年大蔵省令第二十八号)第九十三条の

規定に基づき、連結財務諸表の用語、 様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会

月十日から適用する。 計の基準を指定する件(平成二十一年金融庁告示第六十九号)の一部を次のように改正し、平成二十二年三

平成二十二年三月十日

金融庁長官 三國谷勝範

第三条中「平成二十一年六月三十日」を「平成二十一年十二月三十一日」に改める。

別表二中

第8号 国際財務報告基準 (IFRS) |事業セグメント (Operating Segments) を

改める。

nts)	金融商品 (Financial Instruments)	第8号 国際財務報告基準(IFRS)
gments)	事業セグメント (Operating Segments)	国際財務報告基準(IFRS)

○ 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件(平成二十一年金融庁告 示第六十九号)

いっと表方でおれた別家ニ	名において 20 家が名れれた 男家二
こるって公長が丁つてこ別長二こ曷ずるものとする。	の名こおって公長が守つてを川長二こ曷げるらのに計る。
であって、平成二十一年六月三十日までに国際会計基準審議会の名	であって、平成二十一年十二月三十一日までに国際会計基準審議会
定める企業会計の基準をいう。)は、前条に規定する国際会計基準	定める企業会計の基準をいう。)は、前条に規定する国際会計基準
第三条 指定国際会計基準 (規則第九十三条に規定する金融庁長官が	第三条 指定国際会計基準 (規則第九十三条に規定する金融庁長官が
(指定国際会計基準)	(指定国際会計基準)
現行	改正案

示第六十九号) ○ 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件(平成二十一年金融庁告

	改正案		現 行
別表二(第三条関係)		別表二(第三条関係)	
号数	表題	号数	要表
	財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク(Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements)		財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク(Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements)
国際財務報告基準(IFRS) 第1号	国際財務報告基準の初度適用(First-time Adoption of International Financial Reporting Standards )	国際財務報告基準(IFRS) 第1号	国際財務報告基準の初度適用(First-time Adoption of International Financial Reporting Standards )
国際財務報告基準(IFRS) 第2号	株式報酬(Share-based Payment )	国際財務報告基準(IFRS) 第2号	株式報酬(Share-based Payment )
国際財務報告基準(IFRS) 第3号	企業結合(Business Combinations )	国際財務報告基準(IFRS) 第3号	企業結合(Business Combinations )
国際財務報告基準(IFRS) 第4号	保險契約(Insurance Contracts )	国際財務報告基準(IFRS) 第4号	保険契約(Insurance Contracts )
国際財務報告基準(IFRS) 第5号	売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業(Nor-current Assets Hald for Sale and Discontinued Operations )	国際財務報告基準 (IFRS) 笛5号	売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業(Non-current Assets Hold for Sale and Discontinued Operations )
国際財務報告基準(IFRS)	鉱物資源の探査及び評価(Exploration for and Evaluation of Mineral	国際財務報告基準(IFRS)	鉱物資源の探査及び評価(Exploration for and Evaluation of Mineral
	Resources )		Resources )
国際財務報告基準(IFRS) 第7号	金融商品:開示(Financial Instruments: Disclosures)	国際財務報告基準(IFRS) 第7号	金融商品:開示(Financial Instruments: Disclosures )
国際財務報告基準(IFRS) 第8号	事業セグメント(Operating Segments )	国際財務報告基準(IFRS) 第8号	事業セグメント(Operating Segments )
国際財務報告基準 (IFRS) 第9号	会融商品 (Financial Instruments)	(新設)	(新設)
国際会計基準(IAS) 第1号	財務諧表の表示(Presentation of Financial Statements )	国際会計基準(IAS) 第1号	財務諸表の表示(Presentation of Financial Statements )
国際会計基準(IAS) 第2号	棚卸資産 (Inventories)	国際会計基準 (IAS) 第2号	棚侚資産 (Inventories)
国際会計基準(IAS) 第7号	キャッシュ・フロー計算書(Statement of Cash Flows )	国際会計基準 (IAS) 第7号	キャッシュ・フロー計算書(Statement of Cash Flows )
第8号 第8号	会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬(Accounting Policies, Changes in Accounting Estimates and Errors)	国際会計基準 (IAS) 第8号	会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬(Accounting Policies, Changes in Accounting Estimates and Errors)
国際会計基準(IAS) 第10号	後発事象(Events after the Reporting Period )	国際会計基準(IAS) 第10号	後発事象(Events after the Reporting Period )
国際会計基準(IAS)	工事契約(Construction Contracts )	国際会計基準(IAS) 第11号	工事契約(Construction Contracts )
国際会計基準 (IAS) 第12号	法人所得税(Income Taxes )	国際会計基準(IAS) 第12号	法人所得税(Income Taxes)
国際会計基準 (IAS) 第16号	有形固定資産(Property, Plant and Equipment )	国際会計基準(IAS) 第16号	有形固定資産(Property, Plant and Equipment )

国際会 第41号	国際会 第40号	国際会 第39号	第38号	1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	第37号	三黎屋	第36号		国際会第34号	第33号	1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	第32号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	第31号	7344	国際会第29号	第28号	主線国	第27号	- シ黎国	第26号	主線国	国際会 第24号	第23号	主郷国	第21号	国際5	第20号	<b>主</b> 線国	国際会 第19号	第18号	主線国	国際会 第17号
計基準	計基準	計墨準		計基準	Ju.	計基準	B †	新井特	計基準	Ju.	計基準	Ē	事業権	E H	計事	計基準	dh	計基準		) 軟罫桿 等 湖底	7	国際会計基準(	計基準	Сļп	国際会計基準(	ďμ	国際会計基準(	ф	] 東野桿等総国	計基準		計基準	国際会計基準(IAS) 第17号
(IAS)	(IAS)	(IAS)		(IAS)		(IAS)	mo)	(IAS)	(IAS)		(IAS)	,	(IAS)	(CAL)	140)	(IAS)		(IAS)		(IAS)		(IAS)	(IAS)		(IAS)		(IAS)		(IAS)	(IAS)		(IAS)	IAS)
農業(Agriculture )	投資不動産(Investment Property )	金融商品:認識及び例定(Financial Instruments: Recognition and Measurement)	A TITLE TO STREET TO THE TOTAL TO THE T	無形資癌(Intangible Assets)	and Contingent Assets )	引当金、偶発債務及び偶発資産(Provisions, Contingent Liabilities	R (\$\frac{1}{2}\times \) My let (\text{rundarium tir A1 (\$\frac{1}{2}\times 0) \)	容融の演辑(Immairment of Assets )	中間財務報告(Interim Financial Reporting)		1株当たり利益(Earnings per Share )	data lips (17) (17)	金融商品:表示(Financial Instruments: Presentation )	ンコインド・ハン オーに対すの45万 Tilletes is Till Joille well-mes )	- *** - *** ** ** *** ** ** ** ** ** **	超インフレ経済下における財務報告(Financial Reporting in Hyperinflationary Economies)		関連会社に対する投資(Investments in Associates )	Statements )	連結及び個別財務諸表(Consolidated and Separate Financial	Benefit Plans )	退職給付制度の会計及び報告(Accounting and Reporting by Retirement	関連当事者についての開示(Related Party Disclosures )		借入費用(Borrowing Costs )	Exchange Rates )	外国為替レート変動の影響(The Effects of Changes in Foreign	Grants and Disclosure of Government Assistance )	政府補助金の会計処理及び政府援助の開示(Accounting for Government	従業員給付(Employee Benefits)		収益(Revenue )	リース(Leases)
国際会計基準(IAS) 第41号	国際会計基準 (IAS) 第40号	国際会計基準(IAS) 第39号		国際会計基準 (IAS)	第37号	国際会計基準 (IAS)	第36号	国際公計非潘 (TAS)	国際会計基準 (IAS) 第34号	第33号	国際会計基準 (IAS)		国際会計基準 (IAS)	国际云川 羝斗 (185) 第31号	<b>半</b> 本	国際会計基準 (IAS) 第29号	第28号	国際会計基準 (IAS)		国際会計基準 (IAS)	第26号	国際会計基準 (IAS)	国際会計基準(IAS) 第24号	第23号	国際会計基準 (IAS)	第21号	国際会計基準 (IAS)	第20号	国際会計基準 (IAS)	国際会計基準(IAS) 第19号		国際会計基準 (IAS)	国際会計基準 (IAS) 第17号
農業(Agriculture )	投資不動産(Investment Property )	金融商品:認識及V測定(Financial Instruments: Recognition and Measurement )	A III III III III III III III III III I	無形資産(Intangible Assets )	and Contingent Assets )	引当金、偶発債務及び偶発資産(Provisions, Contingent Liabilities		容産の演辑(Imnairment of Assets )	中間財務報告(Interim Financial Reporting)		1株当たり利益(Earnings per Share )	and interference of the second	金融商品:表示(Financial Instruments: Presentation )	ンヨイント・・・・ン) ホート×x 9 のftカガ (III e ses a III ) o III veil cui e ses	- ハジー ノン・1 ・ ハン・ハイ・・・ ファセナ・フェオ・ノン・(T	超インフレ経済下における財務報告(Financial Reporting in Hyperinflationary Economies )		関連会社に対する投資(Investments in Associates )	Statements )	連結及び個別財務諸表(Consolidated and Separate Financial	Benefit Plans )	退職給付制度の会計及び報告(Accounting and Reporting by Retirement	関連当事者についての開示(Related Party Disclosures )		借入費用(Borrowing Costs )	Exchange Rates )	外国為替レート変動の影響(The Effects of Changes in Foreign	Grants and Disclosure of Government Assistance )	政府補助金の会計処理及び政府援助の開示(Accounting for Government	従業員給付(Employee Benefits)		収益(Revenue )	" → ス (Leases )

2

# 0 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条に規定する指定国際会計基準に含まれる解釈指針について

Operation)	(IFRIC) 解釈指針第16号	Operation)	(IFRIC) 解釈指針第16号
在外営業活動体に対する純投資のヘッジ(Hedges of a Net Investment in a Foreign	国際財務報告解釈指針委員会	在外営業活動体に対する純投資のヘッジ(Hedges of a Net Investment in a Foreign	国際財務報告解釈指針委員会
	(IFRIC) 解釈指針第15号		(IFRIC) 解釈指針第15号
不動産の建設に関する契約(Agreements for the Construction of Real Estate)	国際財務報告解釈指針委員会	不動産の建設に関する契約(Agreements for the Construction of Real Estate)	国際財務報告解釈指針委員会
IAS第19号-確定給付資産の上限、最低積立要件及びそれらの相互関係(IAS 19 - The Limit on a Defined Benefit Asset, Minimum Funding Requirements and their Interaction)	国際財務報告解釈指針委員会 (IFRIC) 解釈指針第14号	1AS第19号—確定給付資産の上限、最低積立要件及びそれらの相互関係(IAS 19 - The Limit on a Defined Benefit Asset, Minimum Funding Requirements and their Interaction)	国際財務報告解釈指針委員会 (IFRIC) 解釈指針第14号
	(IFRIC) 解釈指針第13号		(IFRIC) 解釈指針第13号
カスタマー・ロイヤルティ・プログラム(Customer Loyalty Programmes)	国際財務報告解釈指針委員会	カスタマー・ロイヤルティ・プログラム(Customer Loyalty Programmes)	国際財務報告解釈指針委員会
	(IFRIC) 解釈指針第12号		(IFRIC) 解釈指針第12号
サービス委譲契約(Services Concession Arrangements)	国際財務報告解釈指針委員会	サービス委譲契約(Services Concession Arrangements)	国際財務報告解釈指針委員会
Transactions)	(IFRIC) 解釈指針第11号	Transactions)	(IFRIC) 解釈指針第11号
IFRS第2号—グループ及び自己株式取引(IFRS 2 = Group and Treasury Share	国際財務報告解釈指針委員会	IFRS第2号ーグループ及び自己株式取引(IFRS 2 - Group and Treasury Share	国際財務報告解釈指針委員会
	(IFRIC) 解釈指針第10号		(IFRIC) 解釈指針第10号
中間財務報告と減損(Interim Financial Reporting and Impairment)	国際財務報告解釈指針委員会	中間財務報告と減損(Interim Financial Reporting and Impairment)	国際財務報告解釈指針委員会
	(IFRIC) 解釈指針第9号		(IFRIC) 解釈指針第9号
組込デリバティブの再査定(Reassessment of Embedded Derivatives)	国際財務報告解釈指針委員会	組込デリバティブの再査定(Reassessment of Embedded Derivatives)	国際財務報告解釈指針委員会
	(IFRIC) 解釈指針第8号		(IFRIC) 解釈指針第8号
IFRS第2号の範囲(Scope of IFRS 2)	国際財務報告解釈指針委員会	IFRS第2号の範囲(Scope of IFRS 2)	国際財務報告解釈指針委員会
IAS第29号「超インフレ経済下における財務報告」に従った修正再表示アプローチの適用(Applying the Restatement Approach under IAS 29 Financial Reporting in Hyperinflationary Economies)	国際財務報告解釈指針委員会 (IFRIC) 解釈指針第7号	1AS第29号「超インフレ経済下における財務報告」に従った修正再表示アプローチ の適用(Applying the Restatement Approach under IAS 29 Financial Reporting in Hyperinflationary Economies)	国際財務報告解釈指針委員会 (IFRIC) 解釈指針第7号
特定市場への参加から生じる負債―電気・電子機器廃棄物(Liabilities arising from Participating in a Specific Market - Waste Electrical and Electronic Equipment)	国際財務報告解釈指針委員会 (IFRIC) 解釈指針第6号	特定市場への参加から生じる負債=電気・電子機器廃棄物(Liabilities arising from Participating in a Specific Market - Waste Electrical and Electronic Equipment)	国際財務報告解釈指針委員会 (IFRIC) 解釈指針第6号
廃棄、原状回復及び環境再生ファンドから生じる特分に対する権利(Rights to Interests arising from Decommissioning, Restoration and Environmental Rehabilitation Funds)	国際財務報告解釈指針委員会 (IFRIC) 解釈指針第5号	廃棄、原状回復及び環境再生ファンドから生じる特分に対する権利(Rights to Interests arising from Decommissioning, Restoration and Environmental Rehabilitation Funds)	国際財務報告解釈指針委員会 (IFRIC) 解釈指針第5号
contains a Lease)	(IFRIC) 解釈指針第4号	contains a Lease)	(IFRIC) 解釈指針第4号
契約にリースが含まれているか否かの判断(Determining whether an Arrangement	国際財務報告解釈指針委員会	契約にリースが含まれているか否かの判断(Determining whether an Arrangement	国際財務報告解釈指針委員会
Co-operative Entities and Similar Instruments)	(IFRIC) 解釈指針第2号	Co-operative Entities and Similar Instruments)	(IFRIC) 解釈指針第2号
協同組合に対する組合員の特分及び類似の金融商品(Members' Shares in	国際財務報告解釈指針委員会	協同組合に対する組合員の特分及び類似の金融商品(Members' Shares in	国際財務報告解釈指針委員会
Decommissioning, Restoration and Similar Liabilities)	(IFRIC) 解釈指針第1号	Decommissioning, Restoration and Similar Liabilities)	(IFRIC) 解釈指針第1号
廃棄、原状回復及びそれらに類似する既存の負債の変動(Changes in Existing	国際財務報告解釈指針委員会	廃棄、原状回復及びそれらに類似する既存の負債の変動(Changes in Existing	国際財務報告解釈指針委員会
表題	号数	表題	号数
連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第93条に規定する指定国際会計基準に含まれる解釈指針は、国際財務報告解釈指針委員会又は解釈指針委員会が作成し、 <u>平成21年6月20日までに国際会計基準審議会の名において公表が行われた</u> 次に掲げるものとする。	連結財務諸表の用語、様式及び作成 報告解釈指針委員会又は解釈指針委員 次に掲げるものとする。	連結財務諸表の用語、模式及び作成方法に関する規則第93条に規定する指定国際会計基準に含まれる解釈指針は、国際財務 報告解釈指針委員会又は解釈指針委員会が作成し、 <u>平成21年12月31日</u> までに国際会計基準審議会の名において公表が行われた 次に掲げるものとする。	連結財務諸表の用語、様式及び作報告解釈指針委員会又は解釈指針委 報告解釈指針委員会又は解釈指針委 次に掲げるものとする。
現行		改 正 案	

	解釈指針第32号		解釈指針第32号
無形資産ーウェブサイト費用(Intangible Assets - Web Site Costs)	解釈指針委員会 (SIC)	無形資産—ウェブサイト費用(Intangible Assets - Web Site Costs)	解釈指針委員会 (SIC)
Advertising Services)	解釈指針第31号	Advertising Services)	解釈指針第31号
収益-宣伝サービスを伴うバーター取引 (Revenue - Barter Transactions Involving	解釈指針委員会 (SIC)	収益-宣伝サービスを伴うバーター取引(Revenue - Barter Transactions Involving	解釈指針委員会 (SIC)
	解釈指針第29号		解釈指針第29号
サービス委譲契約:開示(Service Concession Arrangements: Disclosures)	解釈指針委員会 (SIC)	サービス委議契約:開示(Service Concession Arrangements: Disclosures)	解釈指針委員会 (SIC)
Transactions Involving the Legal Form of a Lease)	解釈指針第27号	Transactions Involving the Legal Form of a Lease)	解釈指針第27号
リースの法形式を伴う取引の実質の評価(Evaluating the Substance of	解釈指針委員会 (SIC)	リースの法形式を伴う取引の実質の評価(Evaluating the Substance of	解釈指針委員会 (SIC)
Tax Status of an Entity or its Shareholders)	解釈指針第25号	Tax Status of an Entity or its Shareholders)	解釈指針第25号
法人所得税—企業又は株主の課税上の地位の変化(Income Taxes - Changes in the	解釈指針委員会 (SIC)	法人所得税—企業又は株主の課税上の地位の変化(Income Taxes - Changes in the	解釈指針委員会 (SIC)
Revalued Non-Depreciable Assets)	解釈指針第21号	Revalued Nor-Depreciable Assets)	解釈指針第21号
法人所得税-再評価された非減価償却資産の回収(Income Taxes - Recovery of	解釈指針委員会 (SIC)	法人所得税—再評価された非滅価償却資産の回収(Income Taxes — Recovery of	解釈指針委員会 (SIC)
	解釈指針第15号		解釈指針第15号
オペレーティング・リースーインセンティブ(Operating Leases - Incentives)	解釈指針委員会 (SIC)	オペレーティング・リースーインセンティブ(Operating Leases - Incentives)	解釈指針委員会 (SIC)
Entities - Nor-Monetary Contributions by Venturers)	解釈指針第13号	Entities - Non-Monetary Contributions by Venturers)	解釈指針第13号
共同支配企業—共同支配投資企業による非貨幣性資産の拠出(Jointly Controlled	解釈指針委員会 (SIC)	共同支配企業―共同支配投資企業による非貨幣性資産の拠出(Jointly Controlled	解釈指針委員会 (SIC)
	解釈指針第12号		解釈指針第12号
連結一特別目的事業体(Consolidation - Special Purpose Entities)	解釈指針委員会 (SIC)	連結一特別目的事業体(Consolidation - Special Purpose Entities)	解釈指針委員会 (SIC)
Specific Relation to Operating Activities)	解釈指針第10号	Specific Relation to Operating Activities)	解釈指針第10号
政府援助—営業活動と個別的な関係がない場合(Government Assistance - No	解釈指針委員会 (SIC)	政府援助一営業活動と個別的な関係がない場合(Government Assistance - No	解釈指針委員会 (SIC)
	解釈指針第7号		解釈指針第7号
ユーロの導入(Introduction of the Euro)	解釈指針委員会 (SIC)	ユーロの導入(Introduction of the Euro)	解釈指針委員会 (SIC)
		with Equity Instruments)	(IFRIC) 解釈指針第19号
(新設)	(新設)	資本性金融商品による金融負債の消滅 (Extinguishing Financial Liabilities	国際財務報告解釈指針委員会
	(IFRIC) 解釈指針第18号		(IFRIC) 解釈指針第18号
顧客からの資産の移転(Transfers of Assets from Customers)	国際財務報告解釈指針委員会	顧客からの資産の移転(Transfers of Assets from Customers)	国際財務報告解釈指針委員会
	(IFRIC) 解釈指針第17号		(IFRIC) 解釈指針第17号
所有者に対する非現金資産の分配(Distributions of Nor-cash Assets to Owners)	国際財務報告解釈指針委員会	所有者に対する非現金資産の分配(Distributions of Non-cash Assets to Owners)	国際財務報告解釈指針委員会

2

### SEC による国際会計基準に関する声明

### 1)声明の概要

- ・ 2010 年 2 月 24 日、米国 SEC は、公開会議において、「コンバージェンスとグローバルな会計基準の支持に関する声明」を公表することを全員一致で可決し、声明を公表
- ・ 単一で高品質なグローバルな会計基準を支持すること、IFRS がその役割を担うことができる最も有力な地位にあること、IASBと FASBによるコンバージェンスを推進することを改めて表明
- 2011 年に米国企業への IFRS 適用を判断するために、作業計画の実施を SEC スタッフに指示
- ・ SEC スタッフは、2010 年 10 月までに進捗状況について報告書を公表し、その 後、作業計画の完了まで定期的に報告書を公表予定
- ・ 作業計画の実施と IASB-FASB のコンバージェンスプロジェクトの達成の後、米国企業に対する IFRS 適用の是非を 2011 年に判断予定
- ・ 移行には 4、5 年が必要とのコメントを受けて、2011 年に IFRS 適用を決めた 場合、2015 年又は 2016 年から適用開始となることを想定
- ・ 2008 年 11 月に公表されたロードマップ(案)で示されていた任意適用に関しては、その可能性は否定しないが、現時点で結論を出すことを保留
- ・ IFRS の適用を決めた場合でも、FASB の役割は引き続き重要

### 2) 作業計画の概要

以下の各項目について情報を更に収集・分析し、2011 年に SEC 委員が判断を行うための十分な判断材料を提供

<IFRS 適用の将来判断に最も関連する事項>

① IFRS の十分な開発と適用

IFRS の網羅性、監査可能性や執行可能性、規制当局内及び異なる規制当局間の比較可能性

② 基準設定主体の独立性

IFRS 財団の監視、IFRS 財団や IASB の構成、IFRS 財団の資金調達、IASB の基準設定プロセス

< IFRS への移行の範囲、時期、方法の検討に関する事項>

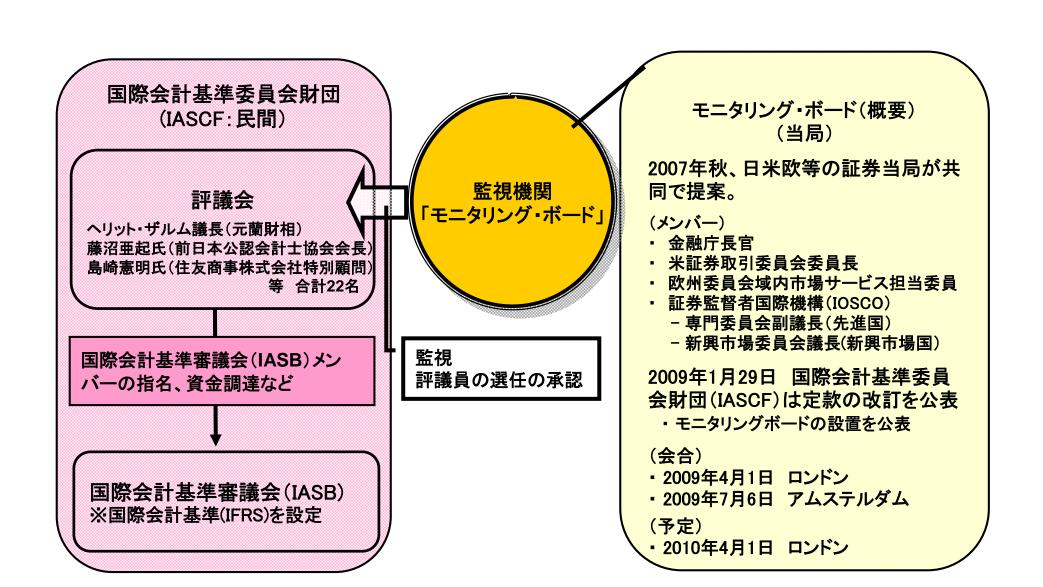
③ 投資家の理解と教育

- ④ <u>会計基準の変更による米国の規制環境への影響</u> 産業規制、税制、監査人監督など
- ⑤ 発行会社への影響会計システム、コーポレートガバナンスなど
- ⑥ 人的資源

関係者の教育と訓練、監査人の許容能力

(以上)

### 国際会計基準委員会財団(IASCF)のガバナンス改革



### 国際会計基準委員会財団(IASCF)モニタリング・ボード プレスリリース

「G20 首脳の要請に対するデュープロセスに関する声明」

我々モニタリング・ボードのメンバーは、G20 首脳声明において、評価と引当に関する会計基準の改善が要請されたことを受け、国際会計基準審議会(IASB)が、今後、金融商品に関する国際会計基準(IFRS)を包括的に見直すとした最近の公約を支持する。我々は、本作業結果としての会計基準が、グローバルかつ包括的なアプローチを提示し、その結果、発行者に関する更なる透明性と比較可能性を備えた財務報告をもたらし、もって世界中の投資家の便益に資することを期待する。我々は、本作業において、収斂された高品質かつグローバルに受け入れられた評価と引当の会計基準の達成に向けた進捗をもたらすべく、IASB及び他の基準設定主体が協力して最大限の努力を行うことを強く支持する。

我々は、基準設定主体が、自らの見識、経験、デュープロセスに依拠し、かつ個別の論点の緊急性と全利害関係者の見解を考慮に入れつつ、独立した判断を行使できることによって、高品質の基準開発が最も可能となるものと信じる。従って、我々がグローバルな会計基準としての IFRS の役割を引き続き支持するためには、IASBのデュープロセスと財務報告の透明性が不可欠であることを、各資本市場で利用される会計基準の決定責任を有する当局として改めて強調する。我々は、引き続き、IASCF 評議員会がデュープロセスと透明性の監視を進める上で、同評議員会とともに協働していく所存である。

### IASCFoundation Monitoring Board

### Press release

## Statement of the Monitoring Board for the International Accounting Standards Committee Foundation

### Regarding Due Process toward Addressing Calls from G-20 Leaders

8 June 2009 – We, the members of the Monitoring Board, support the recent commitments by the International Accounting Standards Board (IASB) to undertake a comprehensive review of the International Financial Reporting Standards (IFRS) relating to financial instruments to address the recent statement from G-20 Leaders regarding need for improvements on the accounting standards on valuation and provisioning. We expect that the result of this work will be standards that offer a global, holistic approach which results in financial reporting that offers greater transparency about and comparability among issuers, to the benefit of investors around the world. In carrying this out, we fully support the joint, best efforts of the IASB and other standard setters to make progress to achieve a converged set of high-quality globally accepted accounting standards for valuation and provisioning.

We believe that standard setters will be best able to produce high quality standards if they are able to exercise independent judgment relying on their skills, experience and due process, and taking into account the urgency of certain issues and the views of all stakeholders. Therefore, with respect to the steps taken by the IASB, we reiterate that the IASB's due process and transparency in financial reporting are critical to our continued support, as the authorities charged in our jurisdictions with determining accounting standards for use in our capital markets, for IFRS in its role as a global

accounting standard. We will continue to engage with the International Accounting Standards Committee Foundation Trustees as they work to monitor the due process and the transparency.

### **Notes to Editors**

The members of the Monitoring Board are, at this moment, the Chairmen of the Emerging Markets and Technical Committees of the International Organization of Securities Commissions (IOSCO), the Commissioner of the Financial Services Agency of Japan (JFSA), and the Chairman of the US Securities and Exchange Commission (SEC). The Chairman of the Basel Committee on Banking Supervision participates in the Monitoring Board as an observer. Through the Monitoring Board, securities regulators that allow or require the use of IFRS in their jurisdictions will be able to more effectively carry out their mandates regarding investor protection, market integrity, and capital formation.

Press contact:

Ms Imre de Roo.

The Netherlands Authority for the Financial Markets + 31 20 797 2073, email: <a href="mailto:imre.de.roo@afm.nl">imre.de.roo@afm.nl</a>

### 国際会計基準委員会財団(IASCF)モニタリング・ボード プレスリリース

「金融機関の財務報告上の論点に関する専門的な対話の促進に関する声明」

2009 年 7 月 7 日オランダ・アムステルダム — モニタリング・ボードは 7 月 6 日 (月)に会合を開催し、国際会計基準審議会(IASB)が進めている金融商品に関する国際会計基準(IFRS)の包括的見直しへの継続的な支持を表明した。モニタリング・ボードは、更に、IASB が本年末までに結論を出すとの意欲的なスケジュールを支持する。これら IASB による一連の対応は、本年 4 月に発出された G20 首脳声明における「会計基準設定主体に対し、評価及び引当に関する基準を改善し、単一の質の高いグローバルな会計基準を実現するため、監督当局及び規制当局と緊急に協働することを求める。」、「金融商品の会計基準に関する複雑性を低減する。」との要請に直ちに応えるものである。

2009 年 6 月 26-27 日に開催された金融安定理事会(FSB)の初回会合において、FSB は、「IASB が、金融機関の財務報告上の論点に関し、プルーデンス当局、市場監督当局、その他利害関係者との更なる専門的な対話を行なう方法を模索するよう奨励」した。モニタリング・ボードは、金融機関の財務報告上の論点に関与、又はこれに影響を受ける利害関係者との更なる対話からもたらされる情報は、当該分野における改善された IFRS の開発に資するものと信じる。

IASBは、現在、様々な諮問グループ、タスクフォース、その他市場参加者が主催する公式・非公式の対話等を通じ、市場参加者との関係を構築している。我々は、こうした建設的な関与のあり方が継続することを奨励する。これら様々なグループの全体的な構成のあり方に関しては、モニタリング・グループと協議すべきである。強固なデュープロセスの制度は、会計基準設定プロセスの独立性を補う不可欠の要素である。

このため、我々は、金融機関の財務報告上の論点に関し、利害関係者との間で横断的に専門的な対話を強化したいとの IASB の姿勢を奨励する。IASB は、いずれの FSB メンバー組織が当該グループへの参加に関心を有しているかを特定すべく、FSB 事務局と協働すべきである。

### (参考)

モニタリング・ボードのメンバーは、現在、証券監督者国際機構(IOSCO)の新興市場委員会及び専門委員会の両議長、日本の金融庁長官、米国証券取引委員会(SEC)委員長である。バーゼル銀行監督委員会の議長は、オブザーバーとしてモニタリング・ボードに参加している。モニタリング・ボードを通じ、各国における国際会計基準(IFRS)の使用を容認又は義務化する証券当局は、それぞれが担う投資家保護、市場の公正性及び資本形成に関する使命をより効果的に果たすことができる。

### IASCFoundation Monitoring Board

### Press release

# Statement of the Monitoring Board for the International Accounting Standards Committee Foundation Regarding Enhanced Technical Dialogue on Financial Institution Reporting Issues

Amsterdam, Netherlands, 7 July 2009 – The Monitoring Board met on monday and expressed continued support for the ongoing efforts of the International Accounting Standards Board (IASB) to undertake a comprehensive review of the International Financial Reporting Standards (IFRS) relating to financial instruments. The Monitoring Board also supports the ambitious time schedule to deliver results by the end of this year. The IASB's actions are responsive to calls by G-20 Leaders in their Communiqué of April 2009 for "the accounting standard setters to work urgently with supervisors and regulators to improve standards on valuation and provisioning and achieve a single set of high-quality global accounting standards", and to "reduce the complexity of accounting standards for financial instruments".

In connection with its inaugural meeting of 26-27 June 2009, the Financial Stability Board (FSB) "encouraged the IASB to explore ways to further enhance its technical dialogue with prudential authorities, market regulators and other stakeholders on financial institution reporting issues". The Monitoring Board believes that information derived from an enhanced dialogue with stakeholders engaged in and affected by financial institution reporting issues could contribute positively to the development of improved IFRSs in these areas.

The IASB currently engages with market participants through various advisory groups, task forces and other formal and informal dialogues with a host of market participants. We encourage these forms of constructive engagement to continue. It should confer with the Monitoring Board regarding the overall composition of the various groups. A strong system of due process is an essential complement to the independence of the accounting standard setting process.

We therefore encourage the IASB's willingness, to establish an enhanced technical dialogue on financial institution reporting issues with a cross section of stakeholders. The IASB should work with the FSB Secretariat to determine which FSB member organisations hold an interest in participating in such a group.

#### **Notes to Editors**

The members of the Monitoring Board are, at this moment, the Chairmen of the Emerging Markets and Technical Committees of the International Organization of Securities Commissions (IOSCO), the Commissioner of the Financial Services Agency of Japan (JFSA), and the Chairman of the US Securities and Exchange Commission (SEC). The Chairman of the Basel Committee on Banking Supervision participates in the Monitoring Board as an observer. Through the Monitoring Board, securities regulators that allow or require the use of IFRS in their jurisdictions will be able to more effectively carry out their mandates regarding investor protection, market integrity, and capital formation.

Press contact:
Mr Martijn Pols
The Netherlands Authority for the Financial Markets, tel. + 31 20 797 2079, e-mail: martijn.pols@afm.nl

### 国際会計基準委員会財団(IASCF)モニタリング・ボード

### 「会計基準及び基準設定の原則に関する声明」

国際会計基準委員会財団(IASCF)モニタリング・ボードは、先進市場及び新興市場の証券規制当局により構成されている。我々は、各国における財務報告において使用される会計基準を決定する責任主体として、投資家保護、市場の公正性、資本形成に関する責務をより効果的に果たすために、モニタリング・ボードを設立した。投資家が自信を持って投資意思決定を行うためには企業が提供する財務情報の品質が重要であると考える我々の信念は、これらの責務から導かれるものである。そのため、会計基準の基礎であり、かつ、金融危機の中で改善が必要となった項目に関する基準設定プロセスで準拠しなくてはならない基本原則について、適切に実施されていることを確かめるべきであると、我々は考えている。

各国及び国際的な会計基準設定主体では、今般の金融危機を受け、いかにして会計 基準を改善しうるかについて検討がなされている。我々は、このような取組みを強く 支持するとともに、今般の金融危機は、投資家及び市場の安定のために、市場に負荷 がかかる状況においても市場の透明性を高めるよう、いかにして会計基準を改善しう るかについての重要な教訓を示唆するものであると考えている。

いかなる危機であれ、その中で設定・改訂される会計基準や規制は慎重に検討される必要がある。現在見直されている会計基準は公開会社の財務報告において重要な役割を果たすこと、かつ、公開会社の財務報告は公平で効率的な資本市場の基盤を構成する重要な要素であることから、特に慎重な検討が必要である。金融危機は資本市場に歴史的な混乱をもたらした。規制当局と会計基準設定主体は、規制当局がこのような市場の危機の根本的な原因への対処をせずに場当たり的な対応を行い、規制当局が遵守すべき重要な原則を損なうようなこととなってはならないという認識を持っている。

このような理由から、将来の資本市場が力強く公正なものとなるか否かは、規制当局と会計基準設定主体が、会計基準が果たす目的及び基準設定プロセスに関する基本原則に従うことを、この重大な岐路においてあらためて確認することにかかっていると我々は考えている。また、財務報告の品質、ひいては資本市場の健全性と公正性は、

このような基本原則に慎重に従うことにかかっており、基本原則が定める目的が場当たり的な対応によって損なわれるようなことになってはならない。したがって、このような基本原則を繰り返し述べ、そしてそれがなぜ重要であるか説明することは、特に、公開企業である金融機関によって作られたある種の金融商品の開示に関して、公開企業の財務諸表の透明性を低下させるような会計基準の変更を求める意見が一部から出ているような状況を鑑みると、非常に重要であると我々は信じている。

現行の会計基準には、自社で保有する資産の価値を投資家に報告する上で時価又は 客観的に検証可能な方法を用いなければならないと定めているものがあることから、 公開企業である金融機関に対して「景気循環増幅効果」による負担を強いているとい う批判がある。我々は、このような主張は問題そのものではなく、問題から生ずる現 象に焦点をあてたものだと考えている。公開資本市場は、何よりもまず、無数の投資 家たちが投資を行い自らの将来に備える、効率的・効果的な投資意思決定の場である。 また、公開資本市場は、発行者にとっては、新たに労働者を雇用し、工場を建設し、 ひいては我々の経済の将来の成長に拍車をかけるために、効率的に価格決定された流 動性のある資本を調達するための仕組みでもある。公開資本市場は信頼と透明性を前 提としており、投資家は、発行者の財務報告及び財務報告の前提となる会計基準は、 発行者の業績に関して、完全で、偏りが無く、公正で、比較可能な情報を提供するも のであると信頼している。もし、透明性を悪化させるような新会計基準(例えば、投 資のリスクを実際よりも少なく表示するような基準)が適用されたり、又は会計基準 設定において従うべき基本原則を逸脱したプロセスに基づき会計基準が設定されたり することによって投資家の信頼を損ねた場合、資本市場に対する投資家の信用は失わ れ、全ての発行者は一様に増加した資本コストを負担することになる。

#### 会計基準を支える原則

国際会計基準審議会(IASB)は「概念フレームワーク」において、また、米国財務会計基準審議会(FASB)は「財務会計ステートメント」において、財務報告の目的を示し、その目的を支える会計基準の特性について説明している。そして、それらが全体として、各個別会計基準の開発における基盤を形成している。また、これらはあらゆる規模・業種の企業の財務報告に対して適用される普遍的な概念である。各会計基準設定主体はこれらの目的や特性をそれぞれ独自の方法で表現しているが、そこには一貫した原則を容易に見てとることができる。我々は、財務報告の主要な目的は、企業の業績に関する情報を現在の、そして潜在的な投資家の意思決定に有用な形で提供することであると考えている。意思決定に有用であるためには、会計基準の適用により提供される情報は少なくとも目的適合性、信頼性、理解可能性、比較可能性を有していなければならない。

目的適合性:財務情報は、意思決定の目的に適合するものでなければならない。資本市場参加者の目的に照らせば、情報が目的に適合しているか否かは、情報が過去及び現在の事象の評価を可能とし、将来の事象の予測に資するか否かによる。また、過去の評価を確認するための基礎を提供する場合にも、情報は目的適合性を有している。

信頼性:情報は、報告されることを意図された事象を忠実に表現するという意味で、 信頼性が無ければならない。このためには、情報は中立で、報告される取引を正しく 描写するものでなければならない。将来事象の測定や見積もりといった会計上の判断 は財務報告に固有の側面であるため、信頼性は必ずしも確実性と同義ではない。

理解可能性:財務情報は、意思決定に資することを意図されている。そのため、利用者が適切に努力することによって理解され、意思決定過程において利用されるように作成・表示されなければならない。

比較可能性:意思決定において利用される情報は、一般的に、情報そのものではなくむしろ文脈の中で評価される。その利用を容易にするために、財務情報は、期間比較、企業間比較が可能となるように、十分に一貫した形で作成・表示されなければならない。

これらの特性は、議論の余地が少なく広く認められているものである。金融危機諮問グループの報告書では「財務報告は、企業の業績や状態についての、公平で、透明性が高く、目的に適合した情報を提供することにより、金融システムにおいて不可欠な役割を果たしている」と表現されていた。バーゼル銀行監督委員会は、最近、財務報告の意思決定における有用性と目的適合性の重要性を認識し、特に報告企業の将来キャッシュフローの金額、時期、不確実性を利用者が評価できるようにする情報は有用であるとした。経済回復を確実なものとするため、長年培われてきた財務報告を支える原則を損なうことがあってはならない。

#### 会計基準設定を支える原則

会計基準そのものに関する原則に加えて、会計基準を設定するプロセスも一定の特性に従ったものでなければならない。会計基準の品質と公正性に対する信頼は、会計基準設定主体のデュー・プロセスの独立性、透明性に基づくものである。

独立性:独立した立場での審議、特に結論には多くの要因が必要である。まず、第一

に、会計基準設定主体を構成する個々のメンバーは、財務報告上の諸問題に関する専門的能力を有していなければならない。更に、会計基準設定主体において意思決定権限を有するメンバーは、会計基準がその利害に配慮すべきさまざまな関係者を全体として適切に代表しなければならない。最後に、会計基準設定プロセスは、政治的圧力や企業の利害からの圧力を不当に受けないようにしなければならない。

透明性:会計基準設定プロセスの透明性は、利用者が会計基準の開発過程を代替案の慎重な検討から最終結論に至るまでを辿る上で、十分に確保されている必要がある。 利害関係者には、関係する問題の会計基準設定プロセスに意見発信できるような機会を与えなければならない。

IASB と FASB は、金融商品及び公正価値測定の会計基準設定の取組みにおいて、広く関係者から有用な意見を受け取ることにより恩恵を受けている。財務報告の利用方法の違いや財務報告に期待する結果の違いから、ある利害関係者からの意見が他の利害関係者の意見と反するということはよくある。このような関係者の十分な参加は、会計基準設定における透明なデュー・プロセスのための必要不可欠な要素である。そして、意見が提出された場合、独立の判断を行うとの観点から、財務報告の目的全体やこれらの目的を支える原則に照らして、会計基準設定主体は提出された意見を評価する責任を有している。

今般の銀行の危機との関係で銀行監督と財務報告との関係を検討することは有用であるが、会計基準設定主体が健全な銀行のリスク管理や効果的な銀行監督の代理人となってしまうことは許されない。公開資本市場への参加は発行者が行う一つの選択であるが、金融機関にとっては多くの選択肢の一つにすぎない。資本市場の投資家に負担を強いることにより、今日の銀行の危機を克服しようとすることは誤りであると、証券規制当局として、我々は考えている。自らが努力して獲得した資金を効率的に配分できるよう、投資家に対して情報を提供するために、会計基準は設定されなければならない。その意味で、会計基準は、健全で豊かでより安定した生活水準に貢献するよう、整備されているとも言える。

会計基準設定の独立性と財務報告の基本的目的の遵守は、高品質でグローバルな会計基準を開発するための必要不可欠な要素である。我々モニタリング・ボードは、会計基準設定プロセスの独立性と説明責任を守ることに真摯に取り組んでいく。

(注)現在、モニタリング·ボードのメンバーは、証券監督者国際機構 (IOSCO)新興市場委員会議長、IOSCO 専門委員会副議長、金融庁長官及び米国証券取引委員会委

員長となっている。モニタリング・ボード憲章は欧州委員会(EC)も参加のうえ、 ECもモニタリング・ボードのメンバーとなる予定で起草されている。ECのメンバー 参加については、現在、欧州委員会内部で検討が行われていると理解している。

### IASC FOUNDATION MONITORING BOARD

#### **MEMBERS**

#### Hans Hoogervorst

Monitoring Board Chairman, IOSCO Technical Committee Vice-Chairman

#### Guillermo Larraín

IOSCO Emerging Markets Committee Chairman

#### Katsunori Mikuniya

Financial Services Agency of Japan Commissioner

#### Mary Schapiro

US Securities and Exchange Commission Chairman

### Statement of the Monitoring Board for the International Accounting Standards Committee Foundation on Principles for Accounting Standards and Standard Setting

22 September 2009

The International Accounting Standards Committee Foundation Monitoring Board is composed of securities regulators from both larger and emerging markets. As authorities responsible for deciding upon the accounting standards to be used for financial reporting in our respective jurisdictions, we established the Monitoring Board to discharge more effectively our mandates regarding investor protection, market integrity, and capital formation. Our belief that the quality of financial information issuers provide is essential to the confidence of capital providers in making investment decisions is derived from these mandates. In this light, we feel it appropriate to ensure that the fundamental principles on which accounting standards are based and under which the standard setting process operates remain front of mind as areas identified during the financial crisis as needing improvement are addressed.

Accounting standard setters, both nationally and internationally, are currently considering how accounting standards can be improved in light of the recent credit crisis. We strongly support these efforts and agree that the credit crisis offers important lessons for how accounting standards can be improved to offer greater transparency in times of market stress, to the benefit of both investors and market stability.

Financial standards and regulations created or modified in the midst of any crisis should be considered carefully. This is particularly true with regard to the current review of accounting standards because these standards play an important role in public company financial disclosures, and these financial disclosures, in turn, are an important part of the foundation upon which fair and efficient capital markets are based. Financial crises have historically sparked panics in capital markets, and regulators and standard setters recognise that market panics should not be allowed to evolve into regulatory panics, where important regulatory fundamentals are inadvertently undermined in an effort to respond quickly to the symptoms – rather than the root causes – of a market crisis.

For this reason, we believe that the future strength and integrity of our capital markets depends on both regulators and accounting standard setters reaffirming, at this critical juncture, their commitment to certain fundamental first principles about the purposes that accounting standards serve and the process by which the standards are determined. The quality of financial reporting, and, by extension, the health and integrity of our capital markets, depends upon vigilant attentiveness to these fundamental principles, and expedience should not be permitted to undermine the objectives these principles describe. Consequently, we also believe a reiteration of these principles, and an explanation for why they are so important, is a valuable exercise given that there have been calls from some quarters for accounting standards to be reformed in ways that could decrease the transparency of public company financial statements, particularly with regard to disclosures of certain types of financial assets made by financial institutions that sell their shares to the public.

While we recognise that some observers have claimed that certain current accounting standards impose procyclical burdens on some financial institutions that have publicly traded shares by requiring that these issuers use market-based or otherwise objective and verifiable measures to report to investors the current value of the assets they hold, we believe this claim focuses on a symptom of a problem rather than the problem itself. Public capital markets are, first and foremost, vehicles in which millions of investors make decisions about investment opportunities as a cost-efficient and effective tool by which they invest and save for the future. Public capital markets are also mechanisms by which issuers can seek efficiently priced and liquid capital that they can use to hire new workers, build new factories, and fuel the future growth of our economies. Public capital markets, however, are predicated on trust and transparency. Investors trust that an issuer's disclosure statements, and the accounting standards on which they are based, provide them with a complete, unbiased, fair and comparable view of the issuer's performance. If that trust is undermined through promulgation of new accounting standards that offer less transparency (for example, by indicating that an investment involves less risk than actually exists), or that are established through a process that deviates from fundamental principles guiding the standard setter's decisions, investor confidence in our capital markets will suffer, with strong and weak issuers alike facing concomitantly greater capital costs.

### Principles underpinning accounting standards

The International Accounting Standards Board (IASB) in its *Framework* and the U.S. Financial Accounting Standards Board (FASB) in its *Statements of Financial Accounting Concepts* provide objectives of financial reporting and describe the characteristics of accounting standards that support those objectives. These collectively form the foundation on which individual standards are developed. They are universal in that they apply to financial reporting for businesses of all sizes, across all industries. Though each standard setter has presented these objectives and characteristics in its own way, consistent principles can be readily identified. We view the primary objective of financial reporting as being to provide information on an entity's financial performance in a way that is useful for decision-making for present and potential investors. To be considered decision-useful, information provided through the application of the accounting standards must, at a minimum, be relevant, reliable, understandable and comparable.

*Relevant:* Financial information must be relevant to the decision being evaluated. For purposes of capital markets participants, relevance depends on whether the information enables the user to evaluate past and present events, such that the user can draw inferences regarding future events.

Further, information is relevant if it provides the user a basis against which to assess past evaluations.

*Reliable:* Information should be reliable in the sense of providing a faithful representation of the events on which it purports to be reporting. This requires the information to be neutral and to depict fairly the reported transactions. Reliability does not necessarily equate with certainty, as judgment, for example for some measurements or estimates of future outcomes, is an inherent aspect of financial reporting.

*Understandable*: Financial information is intended to provide a tool for decision-making. It therefore should be developed and presented in a way that, with reasonable effort, can be understood and adapted by users into their decision-making processes.

Comparable: Information used in decision-making is generally evaluated within a context, rather than statically. To facilitate its use, financial information should be prepared and presented with sufficient consistency to enable comparison of the reporting entity's performance over time and against other reporting entities.

These attributes are not controversial and enjoy broad support. The report of the Financial Crisis Advisory Group recognised that "financial reporting plays an integral role in the financial system by striving to provide unbiased, transparent and relevant information about the economic performance and condition of businesses." The Basel Committee on Banking Supervision recently acknowledged the importance of decision usefulness and relevance of financial reporting, and asserted that information is useful if, among other things, it enables users to assess amounts, timing and uncertainty of future cash flows of the reporting entity. In our desire to set economic recovery on a strong course, we must not compromise on the time-tested principles underpinning financial reporting.

### Principles underpinning accounting standard setting

In addition to the principles guiding the standards themselves, the process by which accounting standards are set must embody certain attributes. Confidence in the quality and integrity of the standards depends upon independence and transparency in the standard setter's due process.

*Independence:* Deliberations and, in particular, conclusion on positions in an independent fashion rely on a number of factors. First, the individuals composing the standard setting body must demonstrate professional competency in matters of financial reporting. Further, members with a decision-making role in the standard setting organisation should collectively be reasonably representative of the constituents whose interests the standards seek to address. Finally, the process should remain free of undue pressures from political and corporate interests.

*Transparency:* Visibility into the standard setting process should be sufficient to enable users to trace the evolution of the standard from thoughtful consideration of alternatives to final positions. Interested parties must be afforded the opportunity to provide input to inform the standard setter's evaluation of pertinent issues.

The IASB and FASB have benefitted from informative input into their financial instruments and fair value measurement standard setting initiatives from a broad range of stakeholders. The

recommendations of some constituencies often contradict the strongly held views of others, reflecting the diversity of uses for and desired outcomes of financial reporting. As above, robust participation of interested parties is an essential element of a standard setter's transparent due process. Equipped with this input, it is the responsibility of the standard setters to evaluate the knowledge they have gained against the overarching objectives of financial reporting and the principles that reinforce those objectives, in a manner engendering independent decision-making.

While it is useful to consider the intersection of banking supervision and financial reporting in light of the recent banking crisis, accounting standards should not be allowed to become a surrogate for robust bank risk management or effective bank supervision. Accessing public capital markets is a choice issuers make, and but one of many choices open to financial institutions. As securities market regulators, we believe it would be a mistake to attempt to rectify today's banking crisis by placing a burden on the investors in our public capital markets. Accounting standards must be designed to provide investors with information to assist them in efficiently allocating their hard-earned investment money. It is in this context that accounting standards are designed to contribute to a sound, prosperous and more stable financial standard of living.

Independent standard setting and adherence to the fundamental objectives of financial reporting remain essential components in the development of high quality, global accounting standards. The Monitoring Board is strongly committed to guarding the independence and accountability of the standard setting process.

*Note:* The members of the Monitoring Board are, at this moment, the Chairman of the Emerging Markets Committee of the International Organization of Securities Commissions (IOSCO), the Vice-Chairman of the Technical Committee of IOSCO, the Commissioner of the Financial Services Agency of Japan (JFSA), and the Chairman of the US Securities and Exchange Commission (SEC). The Monitoring Board charter was drafted with the participation of the European Commission (EC) and with the expectation that the EC would be a member of the Monitoring Board. We understand that the EC's internal discussions regarding its membership are ongoing.

### IASCFモニタリング・ボードからの報道発表

国際会計基準委員会財団モニタリング・ボードによるIASB及びFASBによる国際会計基準及び米国会計基準の改善に向けた合意に対する声明

### 2009年11月11日

モニタリング・ボードは、国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)による、基準設定プロセスの透明性の改善及び両者の主要なプロジェクトの達成に向けた更なる努力を促進する取組みに向けた合意を歓迎する。11月5日にIASB及びFASBが公表した共同声明におけるこの合意は、それぞれを監督する組織である国際会計基準委員会財団(IASCF)及び財務会計財団(FAF)の評議員によって支持されたものである。モニタリング・ボードは、IASB及びFASBによる取組みは、単に収れんしているだけでなく投資家への情報提供を改善するような、単一の高品質な会計基準をもたらすものと考えている。モニタリング・ボードは、IASB及びFASBがMoUにおける主要なプロジェクトにおいて異なった結論に達する可能性及びそれによる国際的な会計基準の将来性への影響についての懸念に対して、両者が行った対応を喜んでいる。

#### 編集担当者への注釈

現在、モニタリング・ボードのメンバーは、証券監督者国際機構(IOSCO)新興市場委員会議長、IOSCO 専門委員会副議長、金融庁長官及び米国証券取引委員会委員長となっている。モニタリング・ボード憲章は、欧州委員会(EC)もモニタリング・ボードのメンバーとなることが見込まれる中、ECも参加して起草された。ECのメンバー参加については、引き続き、欧州委員会内部で検討が行われていると理解している。モニタリング・ボードを通じて、各国において国際会計基準(IFRS)の使用を許可又は要請すべき証券規制当局は、投資家保護、市場の公正性及び資本形成に関する責務をより効果的に果たすことが可能となる。

#### 問い合わせ先

Ms. Imre de Roo オランダ金融市場庁 (AFM)

Phone: +31 20 797 2073 Email: imre.de.roo@afm.nl

### Press release from IASC Foundation Monitoring Board

Statement of the Monitoring Board for the International Accounting Standards Committee Foundation on IASB and FASB Commitment to Improving IFRS and U.S. GAAP

#### 11 November 2009

The Monitoring Board welcomes the commitment of the International Accounting Standards Board (IASB) and the Financial Accounting Standards Board (FASB) to implement enhancements to provide greater transparency to the standard setting process and to increase their efforts to reach conclusions in these major projects. The commitment of the IASB and FASB in the joint statement issued on 5 November is endorsed by the Trustees of their respective oversight bodies, the International Accounting Standards Committee Foundation and the Financial Accounting Foundation. The Monitoring Board believes that efforts of the IASB and the FASB will result in a set of high-quality international accounting standards that are not only converged but that improve the information provided to investors. The Monitoring Board is pleased by the responsive approach of the IASB and the FASB to address concerns regarding the potential for the IASB and the FASB to reach different conclusion on the major projects in the Memorandum of Understanding and the impact that would have on the potential for global accounting standards.

#### **Notes to Editors**

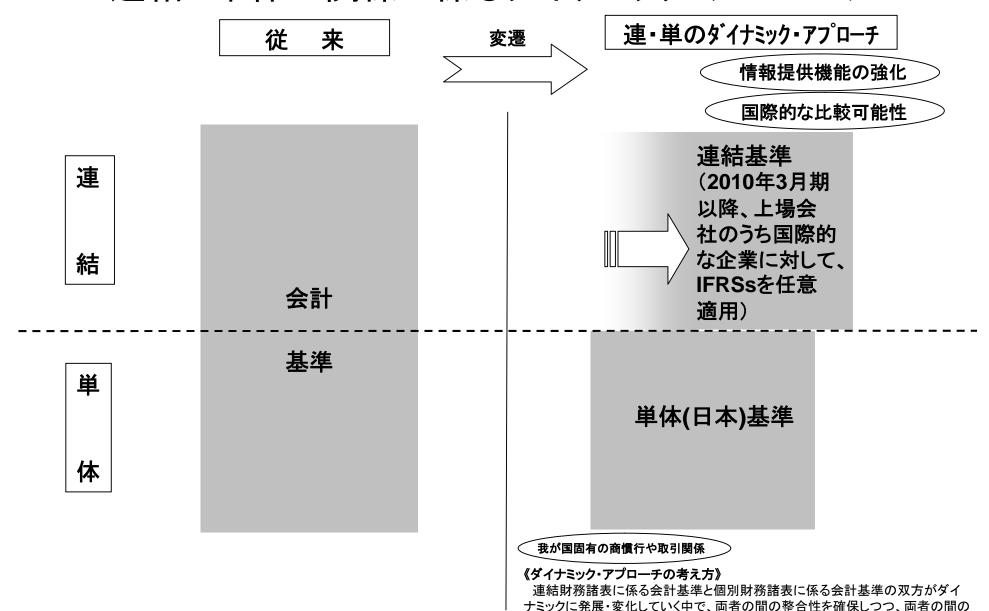
The members of the Monitoring Board are, at this moment, the Chairman of the Emerging Markets Committee of the International Organization of Securities Commissions (IOSCO), the Vice-Chairman of the Technical Committee of IOSCO, the Commissioner of the Financial Services Agency of Japan (JFSA), and the Chairman of the US Securities and Exchange Commission (SEC). The Monitoring Board charter was drafted with the participation of the European Commission (EC) and with the expectation that the EC would be a member of the Monitoring Board. We understand that the EC's internal discussions regarding its membership are ongoing. Through the Monitoring Board, securities regulators that allow or require the use of IFRS in their jurisdictions will be able to more effectively carry out their mandates regarding investor protection, market integrity, and capital formation.

#### **Press contact**

**Ms. Imre de Roo**, The Netherlands Authority for the Financial Markets, Phone: + 31 20 797 2073, Email: imre.de.roo@afm.nl

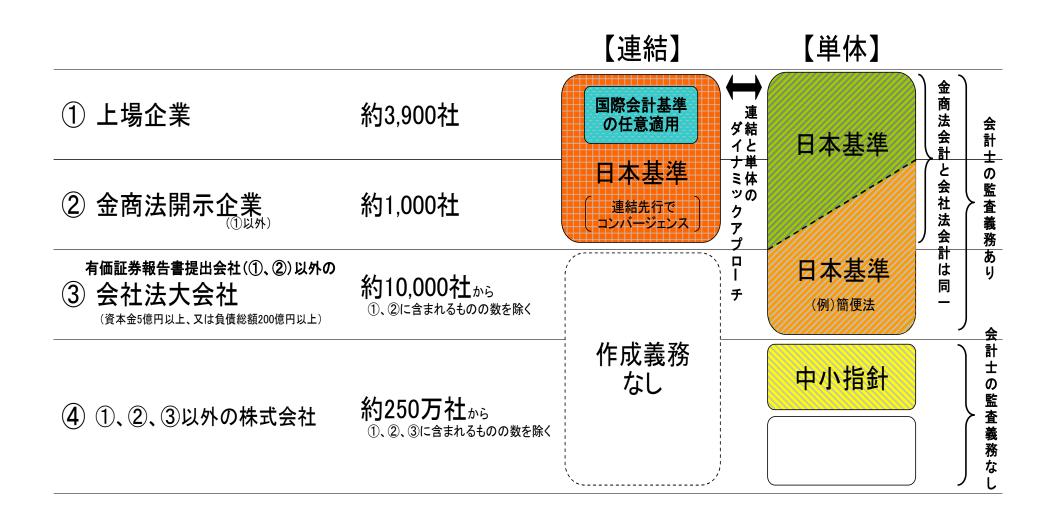
### 金融商品取引法におけるいわゆる「連結先行論」

# ~連結と単体の関係に係るダイナミック・アプローチ~



ズレを時間軸の中で容認。

# 我が国企業のカテゴリー



# 会計基準を巡る国際的議論

### G20ワシントン・サミット (2008年11月15日:会計基準関連)

以下を各国財務大臣に対し要請。

• <u>市場の混乱時</u>において特に、<u>複雑な証券</u>に ついての、国際会計基準の見直し。

### 2009年3月31日までの行動計画

- 会計基準設定主体は、<u>市場の混乱時</u>における、 証券の価格評価のガイダンスを強化。
- 会計基準設定主体は<u>非連結特別目的会社のた</u>めの会計及び開示の基準に関する脆弱性に対処。
- 国際会計基準設定主体のガバナンスを更に強化。

### 中期的措置

• 世界の主要な会計基準設定主体は、<u>単一の、質</u> の高い国際基準を創設。

### G20ピッツバーグ・サミット (2009年9月25日:会計基準関連)

- ・国際会計基準設定主体に対し、その独立した基準設定プロセスの枠内において、単一の質の高い世界的な会計基準を実現するための努力を倍増すること、そして2011年6月までにコンバージェンス(収れん)プロジェクトを完了することを求める。
- ・国際会計基準審議会(IASB)の制度的枠組みは、 様々な利害関係者の関与をさらに向上すべきである。

### G20ロンドン・サミット (2009年4月2日:会計基準関連)

### 「回復と改革のためのグローバル・ プラン」首脳声明く抜粋>

• 会計基準設定主体に対し、評価及び引当てに 関する基準を改善し、単一の質の高いグローバ ルな会計基準を実現するため、監督当局及び規 制当局と緊急に協働することを求める。

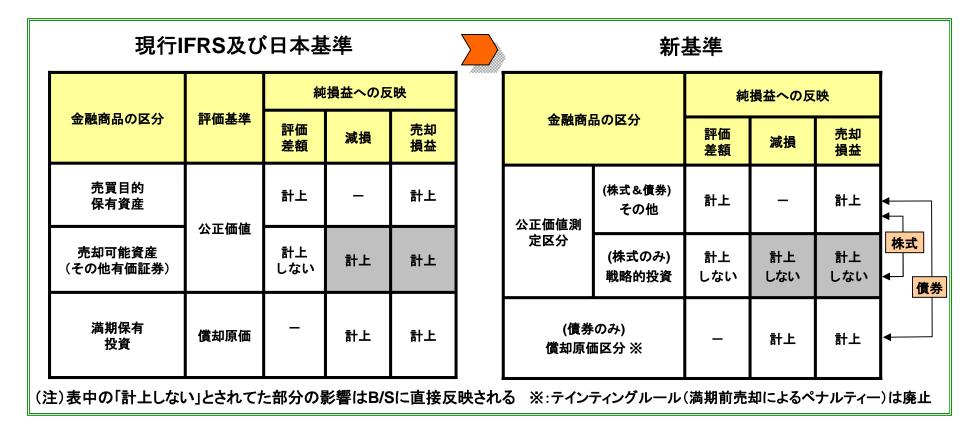
# 「金融システムの強化に関する宣言」サミット付属文書 < 抜粋 >

- 我々は、公正価値会計の枠組みを再確認しつつ、会計基準設定主体が、流動性及び投資家の保有期間を踏まえ、金融商品の価格評価の基準を改善すべきであることに合意した。
- 我々はまた、会計事項に対処する景気循環 増幅効果に関するFSFの提言を歓迎する。我々 は、会計基準設定主体が、2009年末までに以 下のための措置を採るべきであることに合意し た。
  - ・金融商品の会計基準に関する複雑性を低 減する。 など

# 国際会計基準における金融商品会計基準の見直し

(2009年から早期適用、強制適用は2013年以降)

- <u>日本の経営慣行に配慮し、戦略的な投資(持ち合い株式等)</u>については、評価損益、売却損益のいずれも損益には計上しない。 減損会計も適用しない。<u>配当金</u>については、公開草案では、純利益に計上しない案であったが、その後の<u>日本からの意見を踏ま</u> <u>え</u>、純利益に計上。
  - (参考) <u>米国</u>会計基準審議会(FASB)は、IASBとは異なり、<u>持合い株式も含めた全ての株式について時価評価し、毎期損益に</u> 計上するという、より時価会計を徹底した案を公表。
- <u>日本の取引実態を踏まえ</u>、銀行・保険・事業会社が保有する国債の大半は償却原価区分の対象となる。



# 退職給付会計基準

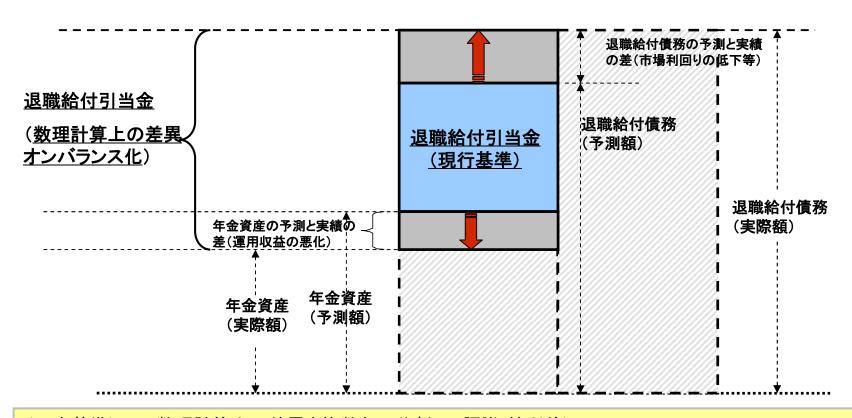
### 企業が従業員に支払う予定の退職金・年金がオフバランスからB/S計上へ

### 〇 現状

国際会計基準	日本基準
○ 勤務費用、利息費用、期待運用収益はいず れも当期に認識	〇 同左
<ul> <li>○ 数理計算上の差異の取扱いいずれかを選択・回廊的アプローチにより、一定額(年金資産又は退職給付債務の大きい方の10%)以上のみを平均残存勤務期間で均等償却(回廊内では未認識)・即時認識(OCI)</li> <li>○ 過去勤務債務の取扱い・受給権が確定していれば、即時償却。確定していなければ、確定までの平均期間で均等償却</li> </ul>	<ul> <li>○ 数理計算上の差異の取扱い         <ul> <li>・平均残存勤務期間内で均等償却</li></ul></li></ul>

- 〇 国際会計基準における退職給付会計の見直し
  - ▶ 2008年3月にディスカッション・ペーパーを公表し、2010年第1四半期に 公開草案を公表予定。
  - ▶ IASBでは、「数理計算上の差異」の即時認識は、B/S(財政状態計算書)上のもの。P/L(包括利益計算書)上は、純利益では即時認識せず、「OCI(その他包括利益)」で認識する方向で議論中。

## 退職給付会計(数理計算上の差異のオンバランス化)



(日本基準) 数理計算上の差異を複数年で分割して認識(純利益)

(現行IFRS) 数理計算上の差異を複数年で分割して認識(純利益)or一括で即時認識(その他包括利益)

(今後の方向性) 数理計算上の差異を一括で即時認識(その他包括利益)

※ 数理計算上の差異とは、市場利回り、年金資産の運用収益などの変化に伴う、退職給付債務や年金 資産の予測と実績の差異をいう